靖難の役後の遼東と燕王軍

川越泰

博

はじめに

よって、敵対者に対して優勢を保ち勝利することができる。 朝有事の際に備えて組織・維持される軍隊は、厖大な人員を一つの指揮系統に従って手足のごとく動かすことに

の増強を行った。 あった。しかしながら、「奉天靖難」を大義名分に挙兵すると、招募・垜充・志願・帰付など様々な方途により兵力 た。とはいえ、一藩王にすぎない燕王が保持した軍隊は、之国の際に太祖洪武帝から与えられた燕山三護衛のみで 平時の演習だけではなく、モンゴルとの戦争経験を積み重ねて、指揮官の判断、思慮、あるいは果断をも鍛錬してき 敵して挙兵し、最終的にはその建文政権を打倒して第三代皇帝の座に即き新政権を樹立した。燕王は潜邸にいるとき、 周知のように、明代第三代皇帝永楽帝は、燕王として北平に就藩していたとき、明朝第二代皇帝建文帝の弾圧に抗

とはいえ、それらは王朝権力を端的に体現するものとして養成・編制された正規軍とは異なり、建文政権軍に抗敵

靖難の役後の遼東と燕王軍

官とが混和するという特徴を有することになった。 のと建文政権軍であったものとの間では、受益の面で大差をもたらし、その結果、 種々の恩恵を受けた。燕王軍と建文政権軍の間でまる三年にわたって展開された靖難の役は、もと燕王軍であったも 定された「武職新旧官襲替法」の施行においては、「奉天靖難」に尽力した名誉ある新官として明朝が滅亡するまで するために結集された、いわば機能的・利益的集団にすぎなかった。この軍事集団は永楽政権の成立にともなって制 明朝国軍は終明の世まで新官と旧

稿においては、靖難の役終息後ただちに遼東に送り込まれた燕王軍の問題を俎に上し考究したいと思う。 筆者は永楽政権樹立の原動力となった燕王軍の形成とその展開についての分析を進めているが、その一

ることは、同時に永楽初頭における遼東経営の様相を闡明することでもある。 どのような人々であったか、この配転によって遼東にはいかなる状況が生まれたかなど種々の興味ある問題を鑿掘 何故に北平王府の後背に位置する遼東に燕王軍の一部が割かれて配置換えされたのか、その配転に起用され

以下はその結果報告である。

一 新体制の遼東軍首脳陣

明朝では遼東都指揮使司、 ば行政区画的名称、または俗称として用いられてきた。遼東は遼朝では東京道、金朝では東京路、元朝では遼陽行省 時代に燕国が遼河平 遼東は中国東北の南西部を流れて遼東湾に入る遼河の東の意で、遼西に対する地域的名称である。その名称は戦国 野に進出したとき郡を置き遼東郡と呼称したのがその始まりであるとされているが、 清朝では奉天府に属した。 爾後しばし

明代における遼東都指揮使司 (軍政) の三権体制からなっていたが、 その管下には多数の衛所群が配置された。明代の地方統治は布政使司 (以下、遼東都司と略称)は、 遼東に置かれたのは遼東都司のみであった。 洪武八年(一三七五) (行政)、 十一月に既設の定遼都衛を改称 按察使司

「はウリヤンハ三衛 それは 囲が朝鮮・女真 (モンゴル系)と接し、南は渤海に臨み、北は女真の居住地帯と接し、 (ジュシェン)・モンゴルなどの諸勢力によって占められ、 東は鴨緑江で朝鮮王朝と接し 漢族だけでなく、女真

・朝鮮などの非漢民族が多数居住しているという地政学的な理由が大きかった。

モンゴル

州衛・金州衛・復州衛 存置していたのは、定遼左衛・定遼右衛・定遼中衛・定遼前衛・定遼後衛・鉄嶺衛・東寧衛・瀋陽中衛・ 軍管区となった遼東の都司管下に設置された衛所は、洪武期には創設 ・義州衛・遼海衛・三万衛・広寧衛・広寧左屯衛・広寧右屯衛・広寧中屯衛・広寧前屯衛 ・改廃が何度か繰り返され た。 靖 海州衛 難 0 役期

13

寧後屯衛の諸衛と金州中左千戸所・鉄嶺左右千戸所・撫順千戸所・蒲河千戸所の二一衛四所であった(ユ)。 洪武・建文期の遼東には、 洪武十年(一三七七)二月十五日生まれで、同二十五年 (一三九二) に就藩 した太祖

一五子の植がいた。その遼王府には広寧中護衛・広寧左護衛・広寧右護衛の三護衛が付設されていた。

政権の召還命令を受けると、すぐさま都南京に帰還した。遼東王は燕王軍に与することはしなかった。 別稿(2)で既述したように、 洪武三十二年(建文元年・一三九九)七月に燕王が北平で挙兵すると、 遼王植 遼東都 司もま

り返し、 た反燕王の立場を旗幟鮮明にし建文政権に与した。反燕王の遼東都司は遼東軍を編制し、北平周辺に位置する永平 通州城・直沽・保定城などに侵入包囲した。これらの都市を守備する燕王軍は城からたびたび出軍して激闘を繰 遼東軍を撃退した。

呉高と平安は永楽帝が力量を買って登用した。洪武三十二年(一三九九)における遼東軍の永平城長囲失敗後、 七歳であった(3)。 文が開国の功臣であることを憐んで自死を許さなかった。しかし永楽四年 楽政権の成立によって明暗が分かれた。 から広西に左遷されていた呉高は、永楽帝によって同地から召還された後、 遼東軍を指揮した将帥としては呉高、楊文、平安、 建文帝から初代の征北大将軍に任じられた長興侯耿炳文の次子耿瓛は靖難 燕王軍と激しく対敵した楊文は戦中に俘虜となったが、 耿瓛等の名が知られる。この四人の命運は建文政権の瓦解と永 (一四〇六) 正月に病死した。享年約五十 永楽元年 <u></u> 四 :の役後処刑された(4)。 即位した永楽帝は楊 三月から同十二

(一四 四 四

閏九月まで十一年の間、

大同の鎮守総兵官に任用された(5)。 平安は洪武三十五年 (一四〇二)

に燕王軍の捕虜となった後、北平に護送され世子(後の洪熙帝)や郭資等の監視下に置かれた。靖難の役が終息する

実録』に依拠して、靖難の役終息後発令された遼東軍首脳に関する人事案件を時系列に摘記するとつぎの通りである。 靖難の役の終息後、これまで建文政権派で占められていた遼東軍政職の陣容は一掃され、新体制となった。『太宗

と北平都指揮使に充てられ、ついで行後府都督僉事に陞進した(6)。

【史料1】洪武三十五年(一四〇二)八月一日 左軍都督府左都督劉貞に命じて遼東に鎮守せしめ、其の都司属衛の軍馬は其の節制を聴かしむ (洪武三十五年八

【史料2】同年八月十八日

月壬子朔の条)。

【史料3】同年九月八日 都指揮僉事凌雲を調して遼東都司都指揮僉事と為す(同上八月已巳の条)。

薛脱火赤を遼東都指揮使と為す。 麻子帖木・呂毅・馬羽・斉安・呂得は倶に遼東都指揮同知と為す。

姜清・張璲を遼東都指揮同知と為す(以上、同上九月戊子の条)

【史料4】同年十二月八日

都指揮僉事李賢・金吾左衛指揮使温原・金吾右衛指揮同知革旺を陞して都指揮同知と為し、 任ず(同上十二月丁巳の条)。 賢・旺は遼東都司に

【史料5】永楽元年(一四〇三)正月十五日 保定侯孟善に命じて遼東に鎮し、遼東都司所屬の軍衛を節制せしむ(永楽元年正月己巳の条)。

【史料6】同年三月十日

上兵部臣に諭して曰く、朕の内難を平らぐるに従いし将士は已に功を論じ陞賞す、……都指揮同知呂得昇・方敬

成・劉青・郝聚・趙全・丁成・李順を遼東都指揮同知と為す、……栗大・於全・秦寬・徐忠・陳聚を遼東都指揮 を中軍都督僉事と為し、……指揮使王伯二を山東都指揮使と為し、王福を遼東都指揮使と為す、……張思孝・郭

【史料7】同年三月戊子(十一日)

指揮僉事栗彪を陞して遼東都指揮僉事と為す(同上三月戊子の条)。

【史料8】同年三月十八日

都指揮僉事周信を陞して遼東都指揮同知と為す(同上三月乙未の条)。

指揮使雷銘を陞して河南都指揮同知と為し、顧里保を都指揮僉事と為し、掌中都留守司事指揮同知楊成を浙江都 指揮同知と為し、朱来興を遼東都指揮同知と為す、……倶に九門を平定するの功を録するなり(同上四月戊申の

【史料10】永楽九年(一四一一)三月二十八日余)

中軍右都督劉江に命じて仍お遼東に鎮守し遼東都司官軍を節制し、声息有るに偶えば相機して調遣せしむ 九年三月戊子の条)。

【史料11】同十二年(一四一三)九月二十四日

都督費瓛・劉江に命じて倶に総兵官に充つ。瓛は甘肅・陜西・河南・山西に鎮守し備禦の官軍を調到し其の節制 を聴し、江は遼東に鎮守し遼東都司屬衛軍馬を節制するを聴す。(永楽十二年九月甲午の条)。

以上の史料1から史料11を整理すると、

鎮守 左軍都督府左都督劉貞・保定侯孟善・中軍右都督劉江

靖難の役後の遼東と燕王軍

鎮守総兵官

都指揮 指揮 同知 使

> 薛脫火赤 王福

麻子帖木・呂毅

・馬羽・斉安・呂得・

姜清

・張璲・

李賢

革旺

張思孝

郭成・

劉青・

一丁成 李順

趙全 ·周信·朱来興

・栗大・於全・秦寬・徐忠・陳聚・栗彪

年(一四〇三)正月には保定侯孟善が、同九年(一四一一)三月には中軍右都督劉江が鎮守遼東に起用された。そし 守遼東を常設し、 遼東軍政職における新体制において、洪武・建文期と大きく異なる点は、永楽帝が後の鎮守遼東総兵官に繋がる鎮 劉江は同十二(一四一四)年九月になると総兵官に充てられ、鎮守遼東総兵官となった。 登極の一ヶ月後の八月一日に左軍都督府左都督劉貞を送り込んだことである。 つづいて、翌永楽元

は「正、辛丑、廿一、召還」と記されている。これは『太宗実録』永楽十一年正月辛丑(二十一日)の条に、 左軍都督僉事 としなければならい。さらに当該「鎮守総兵官年表」の遼東に関する部分において疑念が抱かれるのは、 劉貞も孟善も著録されているが、厳密にいえば遼東鎮守総兵官の創設は永楽十二(一四一四)年九月で、初任は劉江 てである。本「鎮守総兵官表」は劉貞ではなく劉真に作るが、その建文四年(一四〇二)の項に、「八、壬子、一、 一三)には退任に関わる記述を検出することはできない。同年には甘粛鎮守総兵宋琥も退任しており、それに関して 張徳信著『明代職官年表 庚子、廿、遷左軍左都督」と記している。これに対して退任の年次とする永楽十一年癸巳(一四 第三冊』「鎮守総兵官年表」(本論註 (5) に引用) によると、「遼東鎮守総兵官」として 劉貞に関し

甘肅総兵官駙馬都尉西寧侯宋琥を召して還らしむ。 鎮守し 陝西行都司の各衛所官軍を節制せしむ。 豊城侯李彬に命じて征虜前将軍印を佩して総兵官に充て甘

とある宋琥の退任と李彬の新任に関わる記事に基づいている。 本「鎮守総兵官表」は劉貞を劉真に作っているものの、「八、壬子、一、左軍都督僉事 九、庚子、廿、遷左軍左

遷左軍左都督」は、同右書、洪武三十五年九月庚子の条の、 都督」の記述の「八、壬子、一、左軍都督僉事」は上記『太宗実録』 の史料1に基づくものであり、「九、

左軍都督僉事劉貞を陞して本府の左都督と為す。

それを問題とするのは、根拠不明ということもあるが、そもそも劉貞は永楽初年にはすでに没故していたのではない る。本「鎮守総兵官表」が劉貞(劉真)の遼東鎮守退任の年次を永楽十一年(一四一三)とした根拠は不明である。 という陞進記事に基づいている。したがって、本「鎮守総兵官表」において劉真に作っている人物は劉貞と同一であ

劉貞の事績に関わる記事は、『明実録』を始めとする明代典籍に散見するが、まとまった列伝史料としては、王可

かと思われる節があるからである。

大の『国憲家猶』巻二、憲典二に収載する都督劉貞伝や鄭暁の『吾学編』巻五五、都督劉貞の条があるにすぎず、決 して多くはない。そこで、この二つの伝記史料を全文引載すると、つぎのごとくである。

【史料12】 『国憲家猶』卷二、憲典二、都督劉貞伝

籍して獄に下す。明日、公、福建より還る。家人遂に皆釈さるるを得たり。今に至るも子孫替らざるは盖し当時 都督劉貞、合肥の人。洪武中寧献王、大寧に封ぜられ、分けて総兵と為る。文廟難を靖ずるに、首め大寧に入り、 尽く其の軍を握り、以て行う。衆方に苦しむ。近辺に一人として公の命を聴く者無し。公、執えらるるを恐れ、 夜竊かに勅印に負きて海に浮びて南す。京師、衆の已に去るを聞き、公も亦た降らんと意う。因りて其の家を

— — 五

靖難の役後の遼東と燕王軍

幸にも全く亦た偶然に非ざる者に似たり。

【史料13】『吾学編』巻五五、都督劉貞の条

す。貞の長女は文皇の昭順德妃なり。故を以て禍より免るるを得たり。次女は伊王妃なり。 還るや、詔して其の家を釈す。靖難の後、左都督に陞せられ、遼東に鎮するも、恒に愧憤を懐く。永楽元年に卒 時に建文君、北平に行きし諸将の文皇に降るを聞き、貞の家を籍し獄に下す。俄に貞、海道由り福建に出で京に り。文皇、大寧に入るや尽く其の軍を握り、以て行う。遂に松亭関に入る。貞、夜勅印に負きて海に浮びて帰る。 難の兵起るや、貞及び陳亨・卜万、大寧軍を引きて松亭関に出で沙河に営し、遵化を復せんと欲す。亨に貳心有 劉貞、合肥の人。開国の功もて左軍都督に累陞す。大寧総兵官に充てられ、懐来城池を修め左軍に攺めらる。

る。 以上に引載した史料12・史料13の二つの史料を比較校合すると、劉貞の事績に関してその大要を知ることができ それによると、

- 劉貞は合肥(南直隷)の出身で、洪武中、 大寧の総兵官に任じられた。
- 靖難の役が起き、燕王軍が大寧に攻め入ってくると、劉貞は福建経由で京師南京に逃れて還った。
- 3 以上が双方の史料に共通する事項であるが、史料13には史料12にみえない独自の記事として. 総兵官としての責任を放棄して逃亡したことで、その家属は獄に下されていたが、京師への生還で釈放された。
- ④ 靖難の役後、鎮守遼東に起用されたが、恥と怒りを懐いていた。
- ⑤ 劉貞の卒年は永楽元年(一四〇三)であった。
- を逃れた。 劉貞の長女は文皇の昭順徳妃で、その縁故でもって建文旧臣であり、 燕王軍に敵対したにもかかわらず、その罪
-)次女は伊王の妃であった。
- の事項が記されている。靖難の役終息後、 鎮守遼東に任じられたことは前引史料1の記事に照応する。それは洪武三

十五年(一四〇二)八月一日のことであった。⑤では劉貞の卒年を永楽元年(一四〇三)としているから、鎮守着任 の翌年には死去し、遼東に鎮守したのは、わずか一年のことにすぎなかったことになる。

『太宗実録』には劉貞の没年時期にふれる記事はないが、劉貞自身の動静にふれた記述は、同右書、 永楽元年二月

己未(十二日)の条の、

鎮守遼東左都督劉貞奏すらく、虜寇の懿路寨を攻めること三昼夜、寨柵を破る。官軍ともに戦うも頗る利あらず。

という情報の上奏を最後にみえない。しかも、同右書、永楽三年九月乙卯(二十三日)の条に、

左軍左都督劉貞の子俊を以て金吾後衛指揮使を襲がしむ。

とあり、靖難の役後、遼東鎮守に起用されたものの、恥と怒りを懐いていたと記されている。この箇所について、清 衛指揮使②を世襲していることは、すでにこの時点では劉貞は死去していた可能性が強い。 疾病・傷害・年老などによる世襲を指している。したがって、劉俊が永楽三年(一四〇五)九月に二十三日に金吾後 とあり、劉貞―劉俊の父子間での襲替に関わる記事がある。襲替の襲は先任者の死による世襲であり、替は先任者の さらにいえば、史料13に「靖難の後、左都督に陞せられ、遼東に鎮するも、恒に愧憤を懐く。永楽元年に卒す。」

靖難の後、 左都督に官せられ、 遼東に鎮するも、恒に愧憤を懐き、竟に憂いを以て卒す。 代嘉慶朝に編纂された『廬州府志』巻二九、名将下に収録する劉真伝には、

の在任期間については謬りではなかろうか。 の長期間にわたって遼東鎮守職を全うしえたとは思われない。張徳信氏作成の「鎮守総兵官年表」での鎮守遼東劉貞 と述べ、憂死したかのような書き方をしている。このような心情を抱いていたならば、永楽十一年(一四一三)まで

丁亥(十五日)の条の 正月十五日に保定侯孟善が遼東鎮守に起用されているが、その退任は「鎮守総兵官表」が『太宗実録』永楽七年四月 が金吾後衛指揮使を世襲した同三年(一四〇五)九月二十三日の間といえる。史料5によると、永楽元年(一四〇三) かかる推論に詿誤なければ、 劉貞が死去したのは、軍事情報を上奏した永楽元年(一四〇三)二月十二日

鎮守遼東保定侯孟善を召して北京に還らしむ。

〇九 はきわめて短い期間であったように思われる。 貞と孟善はともに併肩して鎮守遼東であったとしているが、劉貞の没年を勘案すると劉貞が孟善と在任が重なったの に依拠して、永楽七年已丑(一四〇九)の項に「四、丁亥、十五、召還致仕」と作っているように、永楽七年 四月十五日のことであった。鎮守遼東の在任期間は七年であった。「鎮守総兵官表」においては、この期間劉 · (二 四

は散官、柱国は勲官、右軍都督府都督同知は職名で保定侯が爵号である。爵号に付随する食禄は一二〇〇石であった。 推誠宣力武臣特進栄禄大夫柱国右軍都督府都督同知保定侯の称号が賜与された。奉天靖難推誠宣力武臣特進栄禄大夫 爵されたのは洪武三十五年(一四〇二)九月四日に行われた奉天靖難の諸将に対する陞賞のときで、孟善は奉天靖難 燕山中護衞千戸のとき燕王の挙兵に従い、軍功を重ねて右軍都督同知に累進し保定侯に封ぜられた⑻。保定侯に封 孟善は海豊県(山東済南府武定州)の人で、もとは元朝の山東枢密院同僉であったが、元朝崩壊後明朝に帰付した。 (一四一二) 六月に死去すると岬爵として滕国公を与えられ忠勇と諡された(g)。

生前の爵号が保定侯であったのは、『太宗実録』奉天靖難事蹟、建文三年八月丁卯(十一日)の条に、

師を完県に駐む。諸山寨の民来帰するや悉く撫安し業に復せしめ、孟善に命じて保定に鎮守せしむ

水寨の攻略に兵力を傾注した。孟善の保定の鎮守起用はこうした燕王軍の一連の軍事行動の一齣であった⑴。 のである。そして、諸山寨にいた民達が投降すると、孟善に命じて保定に鎮守させ、燕王自身は房昭が立て籠もる西 んや」と言い、八月一日、滹沱河(保定府)を渡り、同月十一日には軍を保定府の西七〇里に位置する完県に駐した の諸県を侵略し西水寨に拠ったため、この諜報を受け取った燕王は、「保定は北平股肱の郡たり。豈に援けざるべけ あることは明白である。これは建文政権軍の大同都指揮房昭が保定府易県西八○里にある紫荊関から侵入して、 とあるように、 燕王軍が保定府完県に駐屯すると、孟善は燕王から保定に鎮守することを命ぜられたことと関わりが

洪武朝時代に劉貞が遼東において軍事活動をしたその経歴が買われた結果ではないかと思われる。 貞を鎮守遼東に起用したことの一因かもしれないが⁽¹⁾、それよりも直接的理由としては、 わらず、その罪を逃れた」と記されている。永楽帝と劉貞との間にそのような姻戚関係があったことも、 ように「劉貞の長女は文皇(永楽帝)の昭順徳妃で、その縁故でもって建文旧臣であり、燕王軍に敵対したにもかか は明白である。それ故、永楽元年(一四〇三)正月十五日には孟善を鎮守遼東に起用する人事がなされたのであろう。 これに対して、靖難の役後の最初の遼鎮守東に劉貞が起用されたのは何故であったのであろうか。史料13には⑥の 孟善は既述のように燕王軍の中核をなした燕山中護衛の出身であり、その経歴からみて燕王の信頼が厚かったこと 遼東における劉貞の軍事活動を伝える記述は、『太祖実録』 中に、 靖難の役以前、 すなわち

史料14

- ① 洪武二十八年正月甲子(二十九日)の条
-) 同年三月辛亥 (三十日) の条
- 同年六月辛巳(十九日)の条

靖難の役後の遼東と燕王軍

の四 があって、 平から出塞してモンゴル軍との戦いに臨んでいる。このように、 郭英の麾下で軍事活動に関わった。さらにいえば、 がある。 靖難の役が終息すると、 これらの遼東出陣において、 劉貞は鎮守遼東として派遣されたのではないかと思われる。 劉貞は①では燕王の麾下で、②と③は総兵官周興の麾下で、 洪武三十一年四月乙酉 劉貞は燕王との関わりがあり、 (九日) の条によれば、 さらに遼東と関 燕王麾下として北 ④は武定侯

徳五年 軍に加 揮使の退任年次にふれておくと、 ことである。 の馬から下りてすばやく棗騮から抜き、その人馬一体の驚倒を防ぎ、 軍に加わったときの身分は、兄燕山右護衛指揮僉事薛斌 起用された薛脱火赤に話柄を転じると、 ているから、それまで遼東都司の都指揮使として在任していたと思料される。 |目される活躍をしたのは小河の会戦時、燕王が騎乗した御馬棗騮の部位のあちこちに突き刺さった矢を、||五年(一四三〇)三月に発病して没したときには浜国公に追封され、忠壮と諡された。薛貴が戦場におい 以上、 した後のことである。 わり靖難の役に参陣したのである。幸いに材武に恵まれて軍歴を重ねていき、晩年には侯爵に列せられ 初代の鎮守遼東劉貞の検討にやや多く紙幅を費やしたが、同じ永楽政権下における初代遼東都 その顚末については、 親征軍が凱旋すると、 永楽帝が初めてモンゴルに親征した、いわゆる永楽八年 別稿(2)において検討したので、屋上屋を架することはしないが、 護衛指揮僉事薛斌(モンゴル名脱歓)の舎人であった。実職に就く以前に燕王脱火赤はモンゴル名で漢名は薛貴であった。薛貴が燕王の挙兵によって燕王 薛脱火赤は五軍都督府の一つである中軍都督府都督僉事に陞 兵馬倥傯と化した戦場での燕王の危機を救った (一四一〇) の役に参軍 遼東都| 罰都 自己騎乗 て燕王に 指 司都 揮

のは、 すのでないかと思われる(13)。 に欠き、退任時期も不明である。 武三十五年 永楽元年 (一四〇二) (一四○三)三月に遼東都司都指揮使に起用された王福についてはその事績にふ 十二月八日に行われた陞進人事で指揮使に上げられた燕山 永楽朝時代には姓名が王福という人は複数いるが、 遼東都司都指揮使に起用された 左衛指揮同 知の

東都司 開したことで鎮守遼東に起用されたものとみなしても大過ないであろう。 けが燕王軍 護衛の、 以上 のトップである都指揮使は薛貴と王福であったことになる。この四人の中孟善は燕山中護衛の、 の考察によって、靖難の役終息直後から永楽初年における遼東軍政の首脳陣は、 王福は燕山左衛の一員として燕王軍に加わっていたことは明白である。 の一員ではなかったが、 洪武中燕王の麾下で軍事活動したこと、さらに複数回遼東において軍事活 初代の鎮守遼東に起用された劉貞だ 鎮守としては劉貞と孟 薛貴は燕山

都督府都督僉事に陞転とあるが、これは遼東都指揮同知の呂得とは別人であり、呂得のその後は不明である。 その遼東都司在任はきわめて短かった。前述史料6には、都指揮同知呂得昇が永楽元年(一四〇三)三月十日に中軍 ところ知りえたことを記せば、都督同知の呂毅は、永楽二年(一四〇四)正月七日に鎮守寧波に起用されたので(ユム)、 遼東都司の都指揮同知・僉事に起用された人々については、その経歴・事績を知りうるところは甚だ少ない。 前引史料4によれば、李賢・革旺はともに遼東都司には都指揮同知として赴任しているが、 九月二十五日に行われた陞進人事では李賢について、 永楽二十二年(一四二

司都指揮僉事李賢を陞して後軍都督僉事と為し、 仍りて其の子順を擢げて通州衛指揮使と為す(i5)。

遼東都司に起用された革旺については、『太宗実録』永楽九年四月壬辰 二十二年の長きにわたって遼東都司にあって孜々としてその任務を務めていたことがわかる。 のいずれであるにせよ李賢は永楽帝の崩御によって登極した仁宗の手になる陞進人事で後軍都督府に陞転するまでの れたときの武官職は都指揮僉事であったのか、 とあり、 遼東都 同都指揮僉事から後軍都督府都督僉事に陞転したとしている。 それともその上の都指揮同知であったのか一致せず齟齬があるが、 (二日) の条に、 したがって、 李賢が遼東都 李賢と時を同じくして に起用さ

故遼東都指揮同知革旺の姪興に命じて金吾右衛指揮使を襲がしめ、特に鈔千貫・羅衣一襲を賜う。

るということは、革旺には実子がいなかったからであろう。それに加えてこの記述にも、 とみえ、革旺の死去にともなう世襲記事が載せられている。姪(兄弟の息子)の革興が金吾右衛指揮使を世襲してい さらに前引の史料4でも

登極した洪武三十五年(一四〇二)六月十九日のことであった(旨)。革旺の衛籍が金吾右衛であったということは は燕山三護衛の一つである燕山右護衛のことで、燕山右護衛が親軍衛に昇格して金吾右衛に改名されたのは、燕王が 「金吾右衛指揮同知革旺」と作っていることから、革旺の衛籍が金吾右衛であったことが知られる。金吾右衛はもと

かれは薛貴と同様、燕山右護衛の一員として燕王の挙兵に従ったということになる(豆)。

都指揮同知劉青については、『太宗実録』永楽十九年六月庚申(九日)の条に、

州に寄住せし官軍の内より精鋭五千を選び、 遼東総兵官都督朱栄及び遼東都指揮巫凱・劉青に勅して、所属衛に分并する所の韃靼・女直・高麗の安楽・自在 七月を以て率いて北京に至らしむ。 山東都指揮王真に勅して官軍三

千を率領して八月朔を以て北京に至らしむ。

五○○○を率いて上京することを命ぜられている。これによって劉青は同年(一四二一)六月の時点でも依然として とあり、劉青は遼東総兵官都督朱栄や遼東都指揮巫凱とともに永楽帝から永楽十九年(一四二一)七月を期して精兵

遼東都司の都指揮に在任していたことがわかる。

趙全については、『宣宗実録』宣徳七年三月癸未(二十四日)の条に、

故遼東都司都指揮同知趙全の子保に命じて襲ぎて金吾左衞指揮同知と為す。

のもともとの衛籍があったと思われる金吾左衛の指揮同知を子の趙保が世襲している。 とあり、宣徳年間まで長期にわたって遼東都司に在任し、その死去にともなって宣徳七年(一四三二)三月には趙全

李順については、『太宗実録』によると、 永楽六年(一四〇八)十月に都指揮使に陞進し、 その翌永楽七年 四

〇九)正月に二十六日に致仕している(18)。 以上は都指揮同知の事例であるが(※)、遼東都司都指揮僉事の凌雲も永楽十一年(一四一三)十月十八日に致仕

栗彪については、『太宗実録』永楽八年五月己巳(三日)の条に、

している(19)。

衛指揮僉事白金の子興・羽林右衛指揮僉事周敬の弟興は倶に職を襲がしむ。 をして父の旧職羽林前衛指揮僉事を襲がしめ、金吾左衛指揮使曹斌の姪璉・錦衣衛指揮同知李忠の子福・府軍後 皇太子、金吾左衛指揮同知李名道・林子宣を陞して倶に指揮使と為し、羽林右衛指揮僉事袁達は指揮同知と為し、 衣衛千戶何義宗は指揮僉事と為し、府軍右衛千戶李俊は旗手衛指揮僉事と為し、故遼東都指揮僉事栗彪の子虎

は栗彪の死去にともなってのことであるが、その世襲人事を裁可したのが皇太子であったのは、永楽帝がこの年(一 とあり、皇太子(後の仁宗洪熙帝)から子の栗虎が羽林前衛指揮僉事を世襲するように令旨が発せられている。これ 一〇)三月にはすでにモンゴルに親征し、皇太子が監国として政務を代行していたからである(②)。

今のところ判明した人々の就任・離任時期を一覧にして示せば、つぎの表一のごとくである。 以上、靖難の役終息直後の遼東都司の陣容を通観したところ、その事績を知りえない人々も少なくないけれども 末年までのスパーンでみると、それぞれに長短があったが、その中で遼東鎮守孟善、遼東都司の都指揮使薛貴、

同

知・僉事に新たに起用された人々の在任期間を永楽

都指

靖難の役終息直後に遼東軍政の首脳として鎮守・都指揮使

栗彪

0000000

文政権軍として靖難の役末期に戦った遼東軍を永楽政権の軍事力として取り込むために、その軍政に務めたのであ 揮同知李賢 ・革旺・劉青・趙全・李順、 都指揮僉事凌雲・栗彪は、 いずれも永楽七年(一四〇九)頃まで在任し、建

一 燕王軍の遼東への配転

る

金州中左千戸所・鉄嶺左右千戸所・撫順千戸所・蒲河千戸所の四所であった。これに加えて、遼王府には広寧中護 衛・義州衛・遼海衛・三万衛・広寧衛・広寧左屯衛・広寧右屯衛・広寧中屯衛・広寧前屯衛・広寧後屯衛の二一衛と 定遼左衛・定遼右衛・定遼中衛・定遼前衛・定遼後衛・鉄嶺衛・東寧衛・瀋陽中衛・海州衛・蓋州衛・金州衛・復州 が遼東へ送り込んだのは、 一月乙未(十六日)の条に、 ・広寧左護衛・広寧右護衛の三護衛が付設されていた。広寧三護衛は靖難の役終息後、 永楽帝は、 靖難の役終息後、 遼東軍政の首脳陣だけではなかった。既述のように、 燕王軍の勇将などをこれまで敵対関係にあった遼東の軍政武官職に起用したが、 靖難の役期に存在していた衛所は 『太宗実録』洪武三十五年

広寧三護衛を改めて広寧左・右・中衛と為し遼東都司に隷せしむ。

東都司所属となった。 とあるように、広寧中護衛は広寧中衛に、広寧左護衛は広寧左衛に、広寧右護衛は広寧右衛に改編され、 三衛とも遼

環であって、特段遼東に限局したことではなかった。それでは、遼東都司の衛所群へ送り込まれた燕王麾下の衛所官 全土の衛所兵力を一元的に掌握・統轄するために行った衛所の改編と衛所官軍の配置転換を中核とする衛所 靖難の役が終息すると、以上の諸衛には燕王に従行した衛所官軍が配置転換された。その配置転換自体は永楽帝が 政

一二五五

靖難の役後の遼東と燕王軍

軍には、どのような特徴がみられるであろうか。

ても、それに該当する事例史料が散見している。たとえば後掲の表二の01僧思改について、 軍制史・軍政史研究にとって甚だ有益な史料となるが、靖難の役後における遼東への燕王軍の移衛を考察するに際し 職の昇降・戦歴などのデータを記載したものである。世襲登記簿ともいうべき衛選簿を詳密に分析していけば、 だすことができる。衛選簿とは衛所官それぞれの家の、本貫・軍に就いた経緯・来衛経路・襲職時期・年齢・続柄 の第四九冊から第七四冊に収録された衛選簿各冊を悉皆繙閲していくと、遼東に配置転換された燕王軍の事例をみい 歴史档案館・遼寧省档案館編『中国明朝档案総匯』(広西師範大学出版社、二〇〇一年、以下『明朝档案』と略称 それを検討する上で、『太宗実録』他の編纂史料は全く無力で、関係史料の検出は困難である。ところが、 『金吾右衛選簿』(『明朝档案』第五○冊)九五頁、莫勲の条の「外黄査有」⁽²⁾の下に、 その原文史料を呈示する 明代

馬家庄殺敗哨為功、 年三十七歳、 陞試百戸、 金山達軍。 三十五年克金川門、 始祖僧思改、 洪武二十年帰付、 陞東寧衛前所副千戸。 充薊州衛後所軍。 三十三年済南陞小旗、 三十四年

と記されている。この構文を分解すると、

- ・ 莫棋は年三十七歳、金山達軍。
- ② 始祖僧思改は洪武二十年に帰付し、薊州衛後所軍に充てられた。
- れ、三十五年金川門に克ち東寧衛前所副千戸に陞せられた。 その僧思改は三十三年済南にて小旗に陞せられ、三十四年馬家庄にて哨を殺敗するの功を為し試百戸に陞せら

という文節からなっている。

始祖僧思改は、洪武二十年(一三八七)になって明朝に帰付し、 ①の莫棋は始祖僧思改から数えて五輩 (五代目) の子孫で、 金山の達軍(空)であったという。 北直隷順天府薊州所在の薊州衛の軍士に充てられた モンゴル兵であった

された僧思改のこの事例は、まさしく永楽帝が靖難の役後遼東の取り込みとその経営のために行った移衛・配転政 そして靖難の役が終息すると副千戸に陞進し、遼東の東寧衛に配置換えになったのである。薊州衛から東寧衛へ配転 の馬家庄(3)における建文政権軍の哨兵殺敗、 難の役が起きると燕王軍に加わり、同三十三年(一四〇〇)の済南(山東)の戦い、 同三十五年(一四〇二)の南京城の金川門攻めで軍功を積み重ねた。 同三十四年(一四

一端を示す史料といえよう。

語は燕王軍と建文政権軍とが激闘した地名で、そこでの会戦に参加したことを示している。 第五○冊の九五頁に収録されているということを示している。なお、戦中の動向欄に摘記した済南や金川門などの用 初めてモンゴルに親征した「永楽八年の役」への関わりの有無を示し、典拠欄の五〇―九五は当該史料が 属衛所とその職官・移衛後の所属衛所とその職官・備考・典拠を摘記して作成した。備考欄に記したのは、永楽帝| ら二七事例の配転史料から、燕王軍として靖難の役に参陣した当事者名・出身地・戦中の動向・遼東への移衛前の所 現存する衛選簿を精査すると、二七事例、 同種の遼東配転史料を検出することができる。そこで、表二では、これ 『明朝档案』 が

表二

梁斌	八郎	忽剌歹	邢得成	賽因不花	王敬	卑火里	教均美	胡林	李哈剌	僧思改	当事者名
瑞州	望平県	山後人	石城県	望平県	望江県	山後人	広寧府人	香河県	金山人	Щ	出身地
鄭村壩・金川門	奉天征討・金川門	白溝河・渡江	済南・金川門	白溝河・金川門	白溝河・金川門	父蛮皮、密雲、三十五年故	白溝河・金川門	南・金川	南・金	:金川	中の動
	州衛総	薊州衛総旗	試百戸	通州衛試百戸	通州衛試百戸	百	通州衛総旗	百	薊州衛総旗		移衛前の衛所・職官
揮僉	定遼前衛副千戸	定遼前衛副千戸	定遼前衛正千戸	定遼前衛正千戸	正千	正千	副千	定遼中衛正千戸		寧衛	移衛後の衛所・職官
							永楽八年				備考
五四—一七	九	四七八	Ŧī.	Ŧī.	四		五二—四三九	三六四	三九	五〇—九五	典拠

11 10 09 08 07 06 05 04 03 02 01 No.

靖難の役後の遼東と燕王軍

 $\widehat{\mathbb{H}}$

₩ @ 去 T 2 按 F 校 2 と -	27	26	25	24		23	22	21	20	19	18	17		16	15	14	13	12
【補記】 【補記】 【補記】 【補記】 (劉通	高得	王寧	孫盛		馬栄	王毛馿	王信	宋勝	楊興	穆伯林	楊春		何真	馬全	呉都保	董勝	張斌
電に 中でである。 東京の本では、以下のの のでは、以下のの のでは、以下のの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	山後人	遼陽復州人	上元県	博興県		遷安県	山後人	撫寧県	遼陽県	金山人	遼陽人	灤州		景陵県	昌黎県	山後人	定州	玉田県
①には寧遠衛、②には空屋条』第五五冊)四七六年、李の後寧遠衛百戸にが洪武三十三年(一四0ととみなしてしまうが、ととみなしてしまうが、ととみなしてしまうが、ととみなしてしまうが、ととみなしてしまうが、ととのでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	白溝河	三十三年永平帰順、三十四年西水	鄭村壩・金川門	済南・東昌		、奉天征討三十五年肥河陣	•	河・金川	広昌・金川門	奉天征討・金川門	・金川	真定・金川門		水寨陞定遼中衛指揮僉	永平・金川門	三十五年綁縛逃叛千戸陳敬有功	三十五年帰付	
代わり、奉天征討す。白溝河にて小旗に陞せられ、藁□□□□、金川門に克ち定遼衛左所副・五二七頁、王鋭の条に、「王欽、年拾壱歳、義勇後衛中所優給副千戸に係る。原籍諸城県の「世まうが、寧遠衛の設置は、『宣宗実録』宣徳五年正月庚午の条に、「遼南を湯池に置立。衛行所に陞せらる。」然十四年瓦廟等処にて功有り小旗に陞せらる。」という記事がある「三年(一四○○)四月保定府雄県の白溝河での戦いで陣亡したあと、その嫡長男の蕭尚義が「皇衛百戸に移衛している。この文脈では、蕭尚義が寧遠衛に配置転換された年次が欠如して「とまうが、寧遠衛の設置は、『宣宗実録』宣徳五年正月庚午の条に、「遼東寧遠衛を湯池に置しまうが、寧遠衛の設置は、『宣宗実録』宣徳五年正月庚午の条に、「遼東寧遠衛を湯池に置しまうが、寧遠衛の設置は、『宣宗実録』宣徳五年正月庚午の条に、「遼東寧遠衛を湯池に置き衛後所・広寧中衛右後三所を以て之を実たす。」とあるように「恵東三、登山、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	総旗		大興左衛指揮僉事	試百戸	永平衛指揮僉事	돈	百戸	永平衛百戸	百戸	試百戸	試百戸	正千戸	海州衛百戸	事、平定京師	指揮僉事	軍	徐州衛試百戸	試百戸
られ、藁□□□□、金川門に克ち定遼衛左所 養勇後衛中所優給副千戸に係る。原籍諸城県 本で」とあり、『遼東志』巻二、建置志、公署 す。」とあり、『遼東志』巻二、建置志、公署 す。」とあり、『遼東志』巻二、建置志、公署 大の職と明神でという記事がを加上 で、」とあり、『遼東志』巻二、建置志、公署 大の職長男の蕭尚義 大の職長男の蕭尚義 大の職長男の蕭尚義 大の職長男の蕭尚義 大の職長男の蕭尚義 大の職長男の蕭尚義 大の職長男の蕭尚義 大の職長男の蕭尚義 大の職長男の蕭尚義 大の職長男の董尚義 大の職のこの職のことを 大の理由は 大の、これご一の、との理由は 大田でしたあと、その嫡長男の蕭尚義 大田では、一世によってからのこ 大田でしたあと、その理由は 大田では、一世によってからのこ 大田では、一世によってからのこ 大田では、一世によってからのこ 大田では、一世によってからのこ 大田では、一世によってからのこ 大田では、一世によってからのこ 大田では、一世によって、一世によ	瀋陽中衛副千戸		広寧左衛指揮僉事	蓋州衛正千戸	広寧左屯衛指揮同知		蓋州衛正千戸	広寧左屯衛副千戸	金州衛正千戸	TH-	広寧中屯衛正千戸	同	定遼中衛指揮使		指揮	広寧中護衛百戸	定遼後衛百戸	広寧前屯衛正千戸
金川門に克ち定遼衛左所副金川門に克ち定遼衛左所副金川門に克ち定遼衛を湯池に置し、その嫡長男の蕭尚義がと、その嫡長男の蕭尚義がと、その嫡長男の蕭尚義がと、「遼東寧遠衛を湯池に置し、「遼東寧遠衛を湯池に置し、「遼東寧遠衛を湯池に置し、に、「遼東寧遠衛を湯池に置し、この神路が大畑している。原籍諸城県の地域の東京の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の					永楽八年		永楽八年		永楽八年	永楽八年	永楽八年	永楽八年			永楽八年			
□□、金川門に克ち定遼衛左所副千戸に陸せとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでとも採録できない。その理由は以下の通りでといい。	七四—三五六		七〇一一三五	三五九	一九七		六七—一三	三五七	三四	六六—二二	101		六一—七		六〇一二七〇	四四四	五五一四〇二	

という名称の衛所は、遼東都司設置以前も以後も存在しない。この定遼衞とはおそらく定遼都衞の誤りではないだろうか。以上のように、明代に 番早い設置は定遼左衛・定遼右衛で、洪武六年(一三七三)閏十一月のことである。このことから、事件に連座したため呉禎が左降された定遼衛 となった。定遼の名のつく衛として遼東都司に配せられたのは定遼前衛・定遼後衛・定遼中衛・定遼左衛・定遼右衛の五衛であった。この中で一 祖実録』洪武五年十二月壬寅(二十九日)の条に、「靖海侯吳禎を黜して定遼衞指揮使と為す」とみえるので、洪武五年(一三七二)十二月のこと るの地を収め、平章高家奴等を降す。事に坐して定遼衞指揮使に謫せられ、尋いで召還せらる。」とある。呉禎が定遼衞指揮使に左降されたのは、『太 じて舟師数万を総べ、登州より之に餉せしむ。海道険遠なるも、経理に方有り、兵食の乏しき無し。完城を完し卒を練り、尽く遼海の未だ付かざ 衛の副千戸に陞進したとされる。しかしながら、定遼衛は存在したのであろうか。『明史』巻一三一、呉禎伝には、洪武初年のこととして「禎に命 十五年九月乙巳の条)。 衛』に作っている。定辺衛は、もともと山西行都司所属であったが、靖難の役後、後軍都督府直属となり通州に移されている(『太宗実録』洪武三 代に設置されたいずれかの衛所の誤記ではないかと思って、王斌の子孫の記事を辿ると、二輩王貴・三輩王玉・四輩王琮の項ではいずれも「定切 おいては定遼衛という名の衛所は存置されなかったのであるから、②の王斌が靖難の役後に配転された定遼衛も誤りである。そこで、定遼衛は明 であった。洪武初期の遼東の軍事体制は、洪武四年(一三七一)に定遼都衛が置かれ、同八年(一三七五)にはそれが改編されて遼東都指揮使司 らる。 永楽二年故す。」 とある。若干文字の剥離のために読みがたいところがあるが、青州衛軍であった王斌が靖難の役に際会してその終息後定濠

第六七冊)三三三頁、宋大忠の条にも宋勝の事蹟が記されているが、これはその子孫が義勇後衛へ移衛した後の記録であり、宋勝に関する記述は、 |義勇後衛選簿』(『明朝档案』第六六冊)三二四頁、宋堂の条に載せる記事とはほぼ同一で、同一人物とみなされる。そのため重複を避けてここで 以上の理由によって、①蕭尚義の寧遠衛、②王斌の定遼衛の二事例は表二からは除外した。なお「② 宋勝」に関して、『義勇右衛選簿』(『明朝档案

より燕王軍の遼東配転に関して一定の概要を知ることは可能である。 検出したものであり、全体の事例を掩蓋するわけではない。しかしながら、史料残存に偏在があるとはいえ、表二に 表二に掲出した諸事例は、贅語を重ねるまでもなく、『明朝档案』に収録された一〇二の衛所の衛選簿に依拠して

出身地

まず表二に基づいて遼東配転の当事者の出身地を分類すると以下のようになる。

①モンゴル

の人)・19 楊興(金山の人)・22 王毛馿(山後の人)・27 劉通(山後の人) 01 僧思改 (金山達軍)・02 李哈剌 (金山の人)・05 卑火里 (山後の人)・09 忽剌歹 (山後の人)・14 呉都保 (山後

靖難の役後の遼東と燕王軍

04 教均美(広寧府の人)・07賽因不花 (望平県)・10 八郎 (望平県)(24)・ 18 穆伯林 (遼陽の人)・ 20 宋勝

③北直隷

人)・26 高得

(遼陽復州の人)

03 胡 林 黎県の人)・17 楊春 順天府香河県の人)・12 張斌 (順天府薊州玉田県の人)・13 董勝 (永平府撫寧県の人)・23 馬栄 (真定府定州の人)・15 馬全

(永平府灤州の人)・

21 王信

(永平府遷安県の人)

④山東

24 孫盛 (青州府博興県の人)

⑤ 江 西

08 邢得成 (贛州石城県の人)・11 梁斌 (瑞州の人)

⑥湖広

16 何真 (承天府沔州景陵県の人)

⑦南直隷

06 王敬 (安徽府望江県)・25 王寧 (江寧府上元県)

人々の出身地が主にモンゴル・遼東・漢族(北直隷)が多くを占めていたことを反映しているのであろう。 ンゴル・遼東出身者のみに限定すると五一%と過半を占める。これは遼東に配置転換された燕王軍を構成 それはモンゴル・遼東・北直隷にその出身地が集中していることである。この三地域だけで七七%を占めている。 している

事例件数がわずかとはいえ、靖難の役終息後遼東に配置転換された燕王軍の出身地には顕著な特徴が読みとれる。

朝鮮王朝と接し、 遼東はさきに述べたように、その周囲に朝鮮・女真(ジュシェン)・モンゴルなどの諸勢力がおり、 女真・モンゴル・朝等の非漢民族が多数居住していた。そのために、 西はウリヤンハ三衛 (モンゴル系) と接し、 南は渤海に臨み、 遼東都司配下の衛所群には明初に帰 北は女真の居住地帯と接 東は鴨緑江で

付して衛所に充てられたモンゴル人や女真人が多かったので、遼東諸衛のそのような非漢族の衛所官軍を懐撫するた にも燕王軍の中から非漢族の将兵が抽出されて遼東都司の各衛所に配転されたものと思われる。

Ó

したかその理由を述べておくこととする。 を重ねることはしないが、ここでは会戦名のみえない12張斌・13董勝・14呉都保の三事例について何故燕王軍と認定 あった地名である。これらの会戦の後に陞進している場合は燕王軍であるとことを示しているので(エシ)、さらに贅語 贅語を要することはないが、済南・白溝河・鄭村壩・金川門・京師平定などの用語は燕王軍との建文政権軍の会戦が 12 張斌について、表二の「戦中の動向」欄を空白にしたのは『瀋陽右衛選簿』(『明朝档案』第五四冊)三三〇頁 戦中の動向欄は、表二にみえる人々が燕王軍の一員であったことを明示するための項目である。奉天征討の文言は

張桂の条に、 玉田県の人。高祖張斌、旧名八郎、洪武二十年軍に充てらる。三十三年小旗に陞せらる。三十四年試百戸

に陞せらる。三十五年広寧前屯衛中所正千戸に陞せらる。永楽八年故す。

とある当該記事中に直截靖難の役との関わりを示す名辞が全くみえないからである。 しかしながら、

の記述だけでは、 して靖難の役が終息した同三十五年(一四〇二)に正千戸に陞進した上で広寧前屯衛に配転されたのである。これら 十三年(一四〇〇)に小旗、さらに同三十四年(一四〇一)には試百戸に陞進していることによって明白である。そ 三八七)に衛所軍に充てられた以後、同三十二年(一三九九)七月に始まった靖難の役に関わったことは、その翌三 張斌が燕王軍・建文政権軍のどちら側の兵員として靖難の役に参加したのか明確ではない。永楽元

年(一四〇三)に発布された「武職新旧官襲替法」では、洪武三十二(一三九九)から同三十五年(一四〇二)にお

靖難の役後の遼東と燕王軍 (川越

ある⁽²⁶⁾。 の子孫の場合は(イ)十五歳(ロ)十六歳、旧官の子孫の場合は(イ)十四歳(ロ)十五歳、と二通りが生じたので 点で待遇上、大差をつけられたのである。これによって、優給舎人の(イ)優給終了年齢(ロ)襲職年齢には、新官 孫の優給や襲職年齢・比試の有無、職官を継承する男子がいないときの本人、あるいは妻子などへの優養制の施行の に永楽元年(一四〇三)以後に功労あってもその衛所官は旧官と称して区別され、新官と旧官とでは、とくにその子 ける靖難の役(奉天征討)において、燕王の麾下として活躍した衛所官は新官、同三十一年(一三九八)以前ならび

正統八年十月、張広、年六歳、広寧前屯衛中所の渰故せる世襲正千戸張順の嫡長男に係り、 全俸優給を欽与せら

することが可能となる。張斌の場合、三輩張広の世襲記事に、

ここに簡単に説明した優給舎人の世襲年齢の二重制度を援用すれば、

張斌が新官とされたか旧官とされたかを判別

とみえる。これによると、張広の優給開始年・終了年・世襲年齢の関係は、 正統十七年終に至りて支を住む。

十七年(一四五二) ? 優給終了 正統八年(一四四三)六歳 正千戸の俸禄全俸を優給

適用されたものである。 年には十六歳にして広寧前屯衛正千戸の職を襲いだものと思われるが、この優給終了年齢 となり、正統十七年、すなわち景泰三年(一四五二)に張順の優給が終わったときの年齢は十五歳であった。その翌 したがって、張斌は燕王軍の一員であったことが明白である。 ・世襲年齢は新官の子孫に

つぎに13董勝の場合は、『寧遠衛選簿』(『明朝档案』第五五冊)四〇二頁、董朝の条に、

徐州衛前 年四十七歳、 所に撥せられ小旗に併べらる。本年本指揮の帰付に随い試百戸に陞せらる。 定州の人。始祖董馿馬、 乙未年帰付従軍す。洪武二十二年老い、 永楽二年定遼後衛に調せら 高祖董勝代役す。三十五年

略において燕王が示した戦術や戦いの様子が詳細に記録されているので、以下に引用することにする。 戦については『太宗実録』奉天靖難事蹟、建文四年二月甲戌(二十一日)の条に詳しい。やや長文であるが、 とある。ここにも靖難の役に関わる文言はないが、董勝は徐州衛小旗であった洪武三十五年(一四〇二) ;の投降に付き従い帰付している。この帰付はおそらく同年二月における徐州会戦の際のことであろう。 に徐州衛指 徐州攻

墮ちて死する者千余人、 数騎を以て馳せて西門に出て、 急ぎ回りて河を度らんとす。蒼黃の頃あい、必ず擒を成さん、と。数騎、上旨の如く城下を往来するも、 馬を息ませ、示すに安閑を以てせよ。若し敵出ざれば即ち慢罵し以て之に挑み、敵怒りて来追せば、 余騎を演武亭に蔵し、数騎をして城下を往來し之を誘しむ。且つ之に戒めて曰く、爾等城下に至らば、鞍を解き 非ず、と。上曰く、慮る無れ、一人と雖も行く要し。彼も亦敢えて犯さず、と。乃ち兵を九里山に伏せ、先に百 日復た是の如し。城中の将士、憤に勝えず、遂に門を開き出て、兵五千追って河を度るや、 兵敢えて出でず。乃ち其の廬舍を焚き大いに之を罵り、徐に一矢を発し城上を射り、暮れに抵りて乃ち去る。明 を按えて徐行し、其れを引いて河を渡れ。既に渡れば即ち炮を挙げよ。我、兵を縦ち之を撃てば、 士多くは出て粮を取らんとす、今営を起こせば恐らく後れ至る者あり、城中兵を出して之を掩襲せんとす、 徐州の東北に至る。其の守将城を閉じて敢えて出ず。上、軍を移して南行せんと欲す。諸将曰く、各営の軍 斬首三千余級、余は奔りて城に入る。後に我軍単騎にて城下を往来するも城中の人竟に 其の帰路を断ち、腹背より之を撃す。敵衆奔潰し、急ぎ橋を争うも橋壊れ、 炮響き伏発す。 彼必ず懼れ 爾は則ち轡 一中の

五○○○の重みで橋が壊れて水死する者、斬首される者併せて四○○○余りという甚大な人的損害を出した。 燕王軍の伏兵が現れ、燕王は西門に回って敵兵五○○○の帰路を断ち前後から挟み撃ちした。この結果、徐州側は兵 それに憤激して、遂に城門を開けて兵五〇〇〇が追撃し、河ʿ¤ìを渡り終えると火砲を放って合図し、それと同時に を往来したが、城中からは何の反応も動きもないので、付近の家・屋敷に火を放ち、かつ罵詈雑言を発して挑撥した。 し、徐州城は城門を閉じて籠城策をとった。燕王は兵を九里山に伏せ、騎馬一○○余りを演武亭に隠すと、数騎をし て城下を往来して隙をみせて、城中の兵軍をおびき出す誘騎の役目をさせた。数騎は燕王から指示された通り、城下 燕王軍が徐州に到着し、その東北に屯駐したのは、洪武三十五年(一四〇二)二月二十一日のことであった。しか

と、三輩董真の項に、 れは後裔の世襲記事をみれば明白である。12張斌のところで述べたように、子孫で優給を受けた者の記事に注目する の成立後、靖難の役において燕王軍の一員として軍功を挙げて陞賞された、 勝はこのとき徐州衛指揮の投降に従って燕王軍に身を投じて試百戸が欽与されたのである。しかしながら、永楽政権 動きが生まれたであろう。籠城策を貫徹しようした者もいれば、燕王に投降帰付しようとした者もいたであろう。董 たので、燕王軍の徐州駐屯はちょうど十日間であったことになる。この間、徐州防衛をなした徐州衛内部でも様々な 燕王軍が徐州から宿州に向かって出立したのは、同年三月一日のことであった(※)。当月は大の月で三十日まであ いわゆる新官の待遇は受けなかった。そ

欽与せられ、正統十年終に支を住む。 正統二年三月、 董真、 年六歳、 遼東寧遠衛中所の達賊に殺死を被りし 世襲百戸董貴の嫡長男に係り、

俸優給されることになった(②)。このように優給開始年・年齢と優給終了年が判明しているので、終了年齢は十四歳 達賊に殺されたからであった。そこで、董真はこのとき実職には就かず、その俸禄だけが同十年 とある。董真が正統二年(一四三七)年に六歳という幼年にして寧遠衛百戸の職を襲ぐことになったのは、父董貴が (一四四五) まで全

である。これは旧官である。

万暦の時代になってからのことであった。 かったのである。それが新官としての処遇を受けることになるのは、それから一五〇年以上も経過した隆慶もしくは では、陞進はしたものの、建文政権軍の扱いと同じ旧官のグループに入れられ、 衛などの人々は、 半年前の洪武三十五年(一四〇二)に燕王軍が江北に進出したとき、燕王の大営に赴き朝見・帰順した揚州 で、燕王の挙兵直後および戦局拡大時と靖難の役の最終局面とでは大いに異なっていた。たとえば、 度とその家族の経済的セーテフィーネットである優養制度の恩恵を受けたわけではない。その投降帰付の時 らといって、すべての人が奉天靖難に尽力した名誉ある衛所官としての新官のグループに入れられ、 別稿⑸においてすでに考察したことであるが、燕王の挙兵後に投降帰付などにより、 燕王軍の渡江にも尽力し、南京城攻撃にも従行したが、靖難の役の終息後に成立した永楽政権の下 新官としての処遇を受けることはな 燕王軍の一員に加 世襲時 靖難の役終息 期 Ď わ いったか が

同じである。呉都保については13董勝と同じく『寧遠衛選簿』(『明朝档案』第五五冊) は欽陞という形で昇級はされたが、新官グループに入れられることはなかったのである。それは14呉都保のケー 13董勝が投降帰付したのも靖難の役の最終局面でのことであり、 揚州衛・高郵衛などの人々と同様、 四四四頁 呉天錫の条に、 衛所官職自体

を綁縛するに功有り、 山後人、始祖呉九住、 広寧中護衛後所世襲百戸に陞せらる。 洪武三年軍に充てらる。年老にして高伯祖呉都保代役す。 永楽元年故す。 三十五年逃叛の千戸陳:

がないか点検すると、 上の記述だけでは靖難の役時における呉都保の立ち位置が不明である。そこで、その子孫の世襲記事の中に優給記事 広寧中護衛百戸に陞進したのは、洪武三十五年(一四〇二)に逃叛の千戸陳敏を綁縛したからであった。 まず五輩呉哲の項に、

成化二十二年九月、呉哲、年五歳、山後人。寧遠衛後所百戸呉芳の嫡長男に係る。父年二十八歳、 本人をして優給し成化三十一年終に至りて支を住めんことを告う。 瘋癲の疾を患

歳であったことになる。つぎに、七輩呉天錫の項に、 歳時から同三十一年(弘治八年・一四九五)までは優給されることを請願している。 とあり、 瘋気を (精神疾患)の病にかかった寧遠衛百戸呉芳は嫡長男呉哲に職を譲り、 優給終了時の呉哲の年齢は十四 成化二十二年 (一四八六) の 五

れ、正徳二十六年終に至りて支を住む。 正徳十六年二月、呉天錫、 年四歳、 山後人。 寧遠衛後所患疾世襲百戸呉佑の嫡長男に係り、 全俸優給を欽与せら

役時に燕王軍の一員ではなかったと断定できる。 の優給においては終了年齢は十四歳、世襲年齢十五歳であったことが明白である。これによって、14呉都保が靖難の 優給されている。とういうことは呉天錫の優給終了年齢も十四歳である。この二件の優給記事から、 とあり、呉天錫は正徳十六年(一五二一)の四歳時から同二十六年(嘉靖十年・一五三一)まで寧遠衛百戸の全俸が 14呉都保の子孫

れたことが知られる。 燕王軍に加わった者以外に、洪武三十五年(一四〇二)になって投降帰付などによって燕王軍に加わった者も活用さ 以上、13董勝 14呉都保の事例のから明らかなように、靖難の役終息後の遼東への配置換えには、燕王挙兵時から

移衛前の衛所

遼東の諸衛に配置転換されるまで所属していた衛所名を記している事例は、 01 僧思改、 02 李哈剌、09 忽剌歹、10 八郎

04 教均美、 06 王敬、 07賽因不花

) 永平衛 梁斌、 21 王信、

)大興左衛 25 王寧

○徐州衛 13 董

○海州衛 16 何真 藤

○定遼中衛 26 高得

換される前に遼東都司下の衛所に所属していたということは、一体どのような事情によるのであろうか。 ている。徐州衛は南直隷設置の衛所である。これに対して海州衛と定遼中衛は遼東所在の衛所である。 四件であり、表二の事例件数のほぼ半分強にすぎない。その内訳をみると、一一件は北直隷所在の衛所に集中し

ついては、『蘇州衛選簿』(『明朝档案』第六一冊)七頁、 16 何真が所属した海州衛は遼陽城南一二〇里にあり、洪武九年(一三七六)に設置されている(ヨ)。何真の軍 何万鍾の条に

流官百戸に除せらる。二十六年老疾もて替わらんことを告う。真職を替る。三十三年海洋県にて副千戸に陞せら 洪武十三年閘にて魚課を弁つ。十五年陳州衛前所百戸に除せらる。八月流官を授けらる。二十年復た海州衛前所 三十四年西水寨にて定遼中衛指揮僉事に陞せらる。三十五年京師を平定し、本衛指揮使に陞せらる。 景陵県の人。父何応龍有り、甲辰年従軍し小旗に充てらる。洪武五年大同に征し、 七年総旗に陞せらる。

であろう。同三十三年(一四〇〇)において燕王軍と建文政権軍とが衝突した場所は多いが、その中で海洋に字形が 十三年(一四〇〇)に海洋県での軍功で副千戸に陞進したというが、 あった父何応龍が老疾を患ったからであった。 湖広の景陵県出身である何真が衛所官職に就いたのは、洪武二十六年(一三九三)のことで、海州衛百戸で 何真は海州衛百戸を世襲すると、燕王が挙兵して二年目に入った同三 海洋県なる地名は存在しない。この地

靖難の役後の遼東と燕王軍

最も相似しているのは滄州である。燕王軍がこの地で建文政権軍を撃破したのは、 奉天靖難事蹟、 建文二年十一月甲子(四日) の条によると、 同年十一月のことであった。『太

是より先、 我軍滄州を破る。 得る所の輜重・器械及び降将徐凱等は直沽の舟に移し、 長芦より載せて北平に還る。

て海州衛副千戸に陞進した可能性なしとはしない。つまり、海洋は滄州の魯魚陶陰の謬りではないかとも考えられる 八日のことと想定される(3)。換言すれば、何真は洪武三十三年(一四〇〇)十月二十八日の滄州における軍功をもっ ただ最大のネックは滄州は州であって県ではないことである。 燕王軍が滄州を嶊破した日時は記されていないが、燕王軍が滄州に到着し攻勢をかけたのは、同年十月二十

送り込み、遼東都司支配下の衛所の取り込みを図る必要性があった。戦中にかかる衛所官人事を行っていることは いていたことは、 息後を見据えてのことであり、この時点でただちに定遼中衛に赴任したわけではない。定遼諸衛が建文政権軍側に付 を重ねたことが知られる。洪武三十四年(一四〇一)段階で指揮僉事として定遼中衛に起用されたのは、 歴を勘案すると、 も参加しているからである。この間に定遼中衛指揮僉事に陞せられ、靖難の役が終わると指揮使に陞進した。この軍 武三十四年(一四〇一)には前述した保定府にある西水寨の攻囲作戦に、さらにその翌年には渡江して南京城攻撃に 定遼中衛指揮僉事に陞せらる。三十五年京師を平定し、本衛指揮使に陞せらる。」と記されているように、その翌洪 この時期、 海洋県を滄州とみなすことに錯誤があるとしても、何真の所属衛がこのとき遼東所在の海州衛であったとはい 遼東において軍事活動に従っていたわけではない。それは前引『蘇州衛選簿』に、「三十四年西水寨にて 何真は遼東遼陽に設置された海州衛の百戸であったが、靖難の役が始まると燕王軍に参加 朝鮮王朝の定宗と権近等との経筵の席上での会話からも明白であり(33)、 燕王は定遼諸 して軍功 の役終

戦後の遼東経営を見据えての、このような戦中の衛所官人事は、この16何真の事例だけではない。 26高得の事例も

(一四○一)段階ですでに靖難の役の勝利を確信していたということであろう。

同三十四年

それに該当する。 26高得については、『南京錦衣衛選簿』(『明朝档案』巻七三冊)七七頁、 高寿の条に、

高得、 陞せらる。 復州の人。父高員有り、 三十四年西水寨にて定遼中衛左所百戸に陞せらる。三十五年京師を平定し、 洪武四年小旗、十六年老し、(高得)代役す。三十三年永平にて帰順し、 蓋州衛左所副千戸

四〇二)南京が陥落すると、蓋州衛副千戸に陞進している。 あった高得は、永平で帰順すると、その翌年燕王軍の西水寨攻囲に参加して定遼中衛百戸に陞進し、 十三年永平帰順」という八文字は、このときのことを指しているとみて謬りないであろう。それまで遼東軍の一員で れた遼東軍の永平城攻撃は複数回あり、当年にも攻囲したが、劉江率いる燕王軍に大敗し撤退している。高得の「三 年(一四〇〇)に永平城で帰順するまで遼東のいずれからの衛所に属していたことは明白である。遼東諸衛で編制さ とある。遼陽の南に位置する復州は明代になると州県が廃止されて、当地には洪武十四年(一三八一)九月復州衛が かれた(ヨ)。所属衛所の記述に欠けるので、高得の所属がこの復州衛であったかどうかは不明であるが、 同三十五年 同三十三

衛には一度も着任せず、蓋州衛に赴任したものと思われる。 れている。出身地を遼陽の復州とする高得は、定遼中衛からこの蓋州衛に配置転換されたのである。おそらく定遼中 『遼東志』巻一、地理志、沿革によると、蓋州衛は、遼陽城の南二四一里にあり、洪武九年(一三七六)に設置さ

移衛後の衛所

関係をみるために、その対応関係を探ると表三になる。 表二によると、 永楽帝の衛所官配転策による移衛後の衛所は多岐にわたっている。 表三の縦軸は移衛以前の、 横軸は移衛後の衛所である。 移衛前の所属衛所と移転後との

司の所在地で 市で、蓋州衛 広寧諸衛・定 広寧諸衛・定	潘金蓋復定定定定定広広広広広東陽州州州遼遼遼遼遼寧寧寧寧節左 陽州州州遼遼遼遼遼寧寧寧寧節左 中衛衛衛右左後前中中左屯屯 衛衛衛衛衛護屯屯屯 衛衛衛衛衛衛衛衛衛	
あった あった 南 の 間 れ れ れ 事	09 · 10 02 01 蕉 扩	斯州新
遼陽、遼寧省の代は燕王の挙丘れた蓋州は営口れた蓋州は営口を基州は営口がある。	06 04 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	通州新
寧省の中南郊の挙兵によっの挙兵によっ の挙兵によっ	11 21 ½	永平軒
寧省の中南部に位置する蓋州を中心とし、さらにその挙兵によって遼王が南京に帰還するまでの間遼王(は営口市蓋県にあたる(ミョ)。配転に関して、表三かに集中している。広寧は現在の遼寧省錦州市にあたえば、靖難の役後に行われた燕王軍の遼東への配転	25 页 页 注	大風生斬
蓋州を中心 第1。配転に 第2。配転に 第2。配転に 第2、配転に	13 É	余州新
州を中心とし、さに帰還するまでの配転に関して、本在の遼寧省錦州市	16 分 作	毎州軒
さらにその周辺の衛所にの間遼王府の置かれてい、表三から一定程度の傾市にあたり、定遼諸衛のボへの配転においてその移	7 1 1	定意中靪
遼寧省の中南部に位置する蓋州を中心とし、さらにその周辺の衛所にも燕王軍が送り込ま王の挙兵によって遼王が南京に帰還するまでの間遼王府の置かれていた広寧、明代遼東都州は営口市蓋県にあたる(53)。配転に関して、表三から一定程度の傾向を看取しようとす衛に集中している。広寧は現在の遼寧省錦州市にあたり、定遼諸衛の置かれた遼陽は遼陽いえば、靖難の役後に行われた燕王軍の遼東への配転においてその移衛先となったのは、	27 20 19 17 15 05 08 03 14 18 12 22 24 24	葡 名不详

れたといえる。

一 四 〇

職官の昇降

は許多あった。景泰二年(一四五一)の進士であった張鵬も天順元年(一四五七)に当時奪門功臣として権力を握っ て政治を壟断した石亨・曹吉祥を弾劾したため遼東に謫戍されたように(氮)、文官・軍官を問わず遼東には謫戍され (七日)の条に、「詔して凡そ罪有る軍官の遼東に戍せらるる者は悉く京師に赴かしむ」とあるように遼東謫戍の事案 明代の遼東は罪人が謫戍される場所であったことでも有名であった。たとえば『太祖実録』洪武二十年七月丙戌

移衛しているのである。表四の縦軸は遼東配転以前の、横軸は配転後の職官である。 ことであった。したがって、表四によって窺見されるように職官の降下は全くなく、基本的には陞進して遼東諸衛に 永楽帝が靖難の役終息直後に燕王軍を一部割いて遼東諸衛に配置転換したのは、そのような流罪とは全く無関係の

1 +	百戸	副千戸		正千戸	指揮僉事	指揮同知	指揮使		(表四)
靖難の役後の								指揮使	
の役後の遼東と燕王軍								指揮同知	
· (川越)					25	15 · 23		指揮僉事	
						17		正千戸	
					11			副千戸	
		21 26		20 · 22			16	百戸	
	13	01 24	18 08 06 19 12 07	03 05				試百戸	
一 四	27	09 02 10 04 						総旗	
	14							軍	

兵して二年目に入った洪武三十三年(一四〇〇)に海洋県(滄州?)での軍功で副千戸に陞進し、さらに同三十四年 に陞進したような印象を与える。しかしながら、何真は老疾を患った父何応龍から海州衛百戸を世襲すると燕王が挙 の陞進の度合いをみると、突出した陞進は余りない。なるほど、16 何真の場合、海州衛百戸から一気に定遼指 僉事のまでで陞進はなかった事例もあるからである。それ以外の二六事例はいずれも陞進をともなっている。 、一四○一)段階では指揮僉事として定遼中衛に起用されているから、靖難の役後の定遼中衛指揮使への陞進は戦、 「基本的に陞進」と述べたのは、 25王寧の事例のように、大興左衛から広寧左衛に配転されているが、 職官は指

遼東諸衛へ配転された人々の職階上の陞進の度合いという観点から表四をみると、

の累進を踏まえてのことであった。

指揮僉事→指揮同知 15・23

正千戸→ (指揮僉事) →指揮同知

副千戸→(正千戸)→指揮僉事

d

百异

(副千戸) →正千戸 20・22

試百戸→(百戸)→正千戸 3・05・06・07・ 08 . 12 . 18 19 24

試百戸→(百戸) 百戸→副千戸 21・26 →副千戸 01

試百戸→百戸 13 総旗→ (試百戸) (百戸) →副千戸 02 04 09 10

軍→ (小旗) **→** (総旗) → (試百戸) →百戸

と整理できる。 陞進の過程は一定ではないことが窺われる。 職階を飛び越して官位が上がることを超遷、

春の事例でいえば、楊春は指揮僉事を経ずに正千戸から指揮同知に陞進したことを示している。そうした越階を含め 階というが、それが大半であったようである。 上記のa~jの中で越階された職官は ()内に示したが、 あるい

て陞進状況をみると、 指揮僉事→指揮同知 15・ 23

試百戸→百戸 百戸→副千戸 21 13 26

b 正千戸→ (指揮僉事) →指揮同知 17

c 副千戸→ (正千戸)→指揮僉事 11

е d 百戸→ 試百戸→ (副千戸) (百戸) (百戸) →正千戸 →副千戸 →正千戸 20 · 22 03 05 01

06 07

08

12 . 18

19 24

g

試百戸→

*

軍→ (小旗) (総旗) ţ (試百戸) →百戸 14

j

h

総旗↓

(試百戸)

(百戸)

→副千戸

02 04

09

10 27

*

あったといえる。 のごとくであり、 」は三級分を越階している。 a・f・iは職階上の次の上級職官に陞進であるが、 概括的にいえば、靖難の役終息前に身分が低かった者ほど越階の度合い b c . d е g は 級分、 · が 高 hは二級分、 傾

燕王は洪武三十五年(一四〇二)秋七月一日に、 南郊において天地に即位の報告をなし祝文を捧げているが、

それから一ヶ月余り経た後の八月十五日のことであった。それは「太祖高皇帝陞賞条例」を参酌して礼部が作成した 祝文には「宜しく速やかに功を論じて陞賞し以て前労に酬うべし」という文言がある⑺の。その陞賞が実現したのは |歴賞条例||に基づいて実行された⁽³⁾。 燕王軍から抽出され遼東諸衛に配転された衛所官軍の陞進も、この「陞賞条

靖難の役後の遼東と燕王軍

例」に基づいてのことであった。

三 遼東――反燕王からの転回

1)女真人招諭

上屋を架することは避けて、 田清氏が『明実録』や『朝鮮王朝実録』収録の関係史料を駆使して詳述されている(ヨ)。本節においては、それに屋 女真の地にも招諭の使者を出したことや海西方面の経略、奴児干地方の経営、 限局されるものではなく女真人をも視野に入れたものであった。永楽帝が即位早々盛んに四方を招諭したとき、 れて、遼東都司とその隷下の衛所群を取り込むために送り込まれた。その遼東取り込み政策は、 事的効果を生むことはなかったが、靖難の役が終息し、永楽帝の新政が始まると、 軍と激闘を繰り返し、遼東軍を撃退した。遼東軍が入関して行った侵攻包囲は靖難の役の戦局を好転させるほどの軍 永平城・通州城・直沽・保定城等に侵攻してきた。それらの都市を守備する燕王軍は城内からたびたび出撃して遼東 さきにふれたように、 若干補足することにしたい。 遼東都司所属衛所の将兵を抽出して編制された遼東軍は、 和田氏の研究では参看されていない『三万衛選簿』(『明朝档案』第五五冊)を手がか 建州の経略などについては、 燕王軍の中から将兵が一部選用さ 靖難の役期に北平周辺に位置する 単に遼東の軍事力に すでに和

赴京することになる。 永楽帝は遼東統治に乗り出すと、盛んに「齎詔招諭」をさせている。その詔を奉じて招諭した結果、多くの女真人が せしむ。」とあるように、 諭はたとえば、『太宗実録』洪武三十五年九月乙未(十五日)の条に、「使を遣わし詔を齎し兀良哈の大小頭目を撫諭 諸国・諸民族に朝貢を促す、 招諭した人々と招諭を受けて赴京した人々の事例は、『三万衛選簿』に散見する。 撫諭と同様に詔(勅)をともなってのことであった。すでに和田氏が既述されたように、 あるいは敵対勢力の投降を促すことを招諭、それを行う人を招諭使というが、 その招

黒竜江省の南部を流れる松花江の支流牡丹江の西の領域に置かれたが(4)、糧餉輸送が困難なため

三万衛は最初、

受け赴京した人々とに分けて、『三万衛選簿』にみえる事例を紹介することとする。なお、人名に付した () 内の に、洪武二十一年(一三八八)三月に開原に移設された(4)。以下においては、永楽の初期に招諭した人々とそれを

招諭した人々

数字は『三万衛選簿』中の掲載頁である。

- 四年(一四〇六)総旗に陞進した。また黒勒苦での招諭で都指揮僉事に陞進し、宣徳元年(一四二六)奴児干に公 佟荅剌哈(一三八頁) 女直人。永楽元年(一四○三)招諭したことで小旗に、同三年(一四○五)にも招諭して、
- 2.王平住(一四九頁) 女直人。永楽元年(一四〇三)帰付、その年に黒竜江において招諭の功あり、 幹し都指揮同知に陞進した。 同二年(一
- 四〇四)遼東三万衛左所正千戸に陞進、同九年(一四一一)奴児干の衙門開設に際して指揮僉事に陞進した。
- 三万衛正千戸を世襲したが、永楽元年(一四〇三)罪を犯し三ヶ月俸給が止められた。永楽二年(一四〇四)哈剌 除せらる。同二十一年(一三八八)金山一迷河に征し三万衛正千戸に陞進、ついで没故したため、嫡長男の董弼が 董弼(一五六頁) 女直人(後南京の人と称す)。父董奴剳は洪武十四年(一三八一)帰付進貢し南京の副千戸に
- 温方面に差遣されて招諭し回還すると指揮僉事に陞進した。同八年(一四一〇)には迤北征進の功で指揮同知に陞
- 永楽元年(一四〇三)野人頭目を招諭し百戸に陞進し、同八年(一四一〇)万戸を招諭し三万衛中所副千戸に陞進 馬兀良哈(一八七頁) 建州の人。洪武二十一年(一三八八)帰付、同二十九年(一三九六) 総旗に充てられた。
- 5. 王仲受(一九七頁) 同十三年(一四一五)小旗に陞進、同十五年(一四一七)奴児干招諭をもって総旗に陞進した。 当塗県の人。洪武二十三年(一三九〇)三万衛の軍に充てられる。永楽九年(一四一一)
- 高平 (一九八頁) 女直人。父合石列阿は洪武十二年(一三七九)帰付、同十七年(一三八四)小旗、

靖難の役後の遼東と燕王軍

(川越

(一三八九)百戸、同二十三年(一三九〇)三万衛百戸となる。 の功有り、同二年(一四〇四)副千戸に陞進、同三年(一四〇五)招諭の功有り、同四年(一四〇六)正 嫡長男高平がその後を襲ぎ、永楽元年(一四〇

千戸に陞進した。

三年(一四〇五)不剌花等処において招諭し、同四年(一四〇六) 白撒里(二七二頁) 海西女直人。洪武二年(一三六九)帰付、 小旗に陞進、 同二十九年(一三九六) 同八年(一四一〇)奴児干招諭で 土軍に充てられ、

同十年(一四一二)総旗に陞進した。 以上の七件は永楽元年(一四〇三)から同十年(一四一二)までに限定してのその間の招諭事例である。『三万衛

選簿』 刺哈について、『全遼志』巻六、外志、外夷衛所、奴児干都司の条の、 ているが、その招諭は個人単位で行われたのではなかった。招諭が個人単位ではなかったことは、たとえば、1. の諸事例は許多あった「奉命招諭」のごく一部にすぎない。ここにはそれぞれ個人の軍歴の一部として記され

送すること、率ね以て常と為す。 永楽九年春、 都指揮三員康旺・佟答剌哈・ 復た中使を遣わして官軍を率い、 王肇州は以て之を鎮撫す。間歳相い沿うて軍を領し、 巨船に駕して其の地に至り、 其の人の来付せし者に爵賚 朝貢往還の比めに護

文が内藤虎次郎『読史叢録』(弘文堂書房、一九六九年、後『内藤湖南全集』第七巻、筑摩書房、一九七二年に採録)、 永寧寺碑」、後者は「重建永寧寺碑」である。この二つの碑文は明初期の奥満州経略に関する貴重な史料で、その全 十一年(一四一三)九月の日付をもち、もう一基は宣徳八年(一四三三)季春朔の日付をもつ。前者は「勅修奴児干 れが亦失哈であったことは碑文などによって明白である。亦失哈の奴児干招諭に関する碑は二基あって、 この記事には永楽九年(一四一一)の奴児干招諭において全軍を率いて出向いた中使の姓名が記されていない という記述によって明白である。佟答剌哈がその姓名・官職からみて1.荅剌哈と同一人物であることは疑 一基は永楽

二〇〇九年)などに収録されていることはよく知られている。長年にわたって風雪にさらされてきたため欠字が多い 羅福頤 (一九二九年)、愛新覚羅烏拉春『明代の女真人――『女真訳語』から『永寧寺記碑』へ』(京都大学学術出版会、 **『満洲金石志』巻六(満日文化協会、康徳四年)、南満洲鉄道株式会社鉄調査部編・刊『満洲金石志稿』第二**

が、そのうち最も欠字が少ない『満洲金石志稿』に依拠して「勅修奴児干永寧寺碑」の一節を引用すると、

を開設せしむ。 永楽九年春、特に内官亦失哈等を遣わし、官軍一千余人・巨船二十五艘を率いて復た其の国に至り、

宗実録』永楽十年十月庚申(八日)の条に、 軍隊編制であっことが知られる。無論、この奴児干招撫団は遼東の諸衛を中心に編制されたものであったことは、『太 とあり、永楽九年(一四一一)における亦失哈等の奴児干招撫は、「官軍一千余人・巨船二十五艘」という大規模な

直付羊古等、悉く督罕河衛指揮千戸等の官を授けられ、 遼海衛指揮王謹等百六十六人、命を奉じて奴兒干を招諭して還る。鈔幣表裏を賜うこと差有り。招く所の野人女 遼東開原に居らんことを願うを言う者有り。之に従い、

例に循い給賜せしむ

とあるのをみれば了解される。このとき遼海衛一衛だけで一六〇名を越す衛所官軍が亦失哈の奴児干招諭に動員され

団が各衛から抽出し編制されるときには、すでに洪武年間に帰付して当該衛の衛所官軍になっていた遼東の人や女真 バ ラバラであるのは、 遼海衛のケースを踏まえて上記1.~7.の事例をみると、招諭時の武官職が上は指揮クラス、下は総旗・小旗と 一つの招諭団が衛所の職階に従って行軍組織と同じように編制されたからであった。その招諭

(川越

人などのもともと満州土着の住民と関わり深い人々を主体に選抜されたことが看取される。

招諭を受けて赴京した人々

年五月乙未(十九日)の条の、 真招諭が奏功しはじめたことがそのような結果を生んだのである。『太宗実録』にみえる来朝の始見記事は、永楽元 橋頭堡にして女真招諭に乗り出したのであった。永楽元年(一四〇三)以降女真人の来朝が頻繁となってくるが、 以上に述べたように、永楽帝は、靖難の役終息後、燕王軍から将兵を一部選抜して遼東に送り込むと、遼東諸衛を

女直野人頭目買里的・平住等二十九人来朝し、之に鈔幣を賜う。

したときのことであるが、同右書、永楽元年十一月辛丑(二十七日)の条に、 した後の処遇は大別するとつぎの二種にまとめられる。一つはたとえば、 である。この記事には来朝した買里的・平住等のその後の動静については何らふれるところはないが、女真人が来朝 女直野人頭目阿哈出等が同年十一月に来朝

女直野人頭目呵哈出等来朝するや、建州衛軍民指揮使司を設け、 誥印冠帶襲衣及び鈔幣を賜うこと差有り。 阿哈出を以て指揮使と為し、 余は千百戸

戸 指揮使を、 させた。ついで同年翌十二月には忽剌温等処の女直野人頭目西陽哈・鎖失哈等が来朝すると兀者衛を創置し西陽哈に とあるように、永楽帝は女真人の地に積極的に設衛し、官職と誥印・冠帯・襲衣・鈔幣などを賜与して現住地に帰還 、・所鎮撫の職官を与え、それに加えて誥印・冠帯び襲衣および鈔幣を賜与している(空)。 鎖失哈に指揮同知を、 吉里納等六人に指揮僉事を授職し、 その他の人々にはそれぞれ衛鎮撫 ・千戸・百

その後の来朝には当該衛所の職官職を帯びてのこととなり、『太宗実録』にその事例が枚挙に暇ないほど夥しくみえ 来朝時における処遇の一つのパターンとなった。その結果、 こうした来朝にともなう「羈縻衛所の創置→官職などの賜与→設衛の覊縻衛所へ回還」というケースは、女真人の 永楽年間に設置された女真の衛は一八二に上った(4)。

る。 それに対してもう一つは、来朝したあと帰還せず、中国に帰付定住する事例である。その始見は、 同右書、

苦温都魯河韃靼頭目乞列門、人を遣わして帰付せんとす。

年八月辛巳(十八日)の条の、

永楽四年秋七月己酉(二十二日)の条に、 という記事である。ただこのときは明朝の許可を得て帰付が実現したかどうかは不明である。というのは、

苦因温都魯河因只河兀者揆野欽真河哈流溫河等処の女直野人頭目乞列門・者里不花・木禿荅蘭等百一十人来朝貢 し鈔幣襲衣を賜う。

という記事があり、 帰付の諸事例が『太宗実録』にみえるようになるのは、 その一年後に乞列門は来朝貢馬しているからである。 京師に留居することを希望する女真人を収容するため、そ

六年四月乙酉(七日)の条に、 の受け皿として遼東に安楽州・自在州が設置されることになってからのことである。その設置命令は、 同右書、

上 兵部の臣に謂いて曰く、 朕の即位以來、 東北諸胡の来朝する者、京師に留居せんことを願うこと多し。 南方

四九

靖難の役後の遼東と燕王軍

(川越

は炎熱なるを以て特に命じて開原に快活・自在二城を置き之に居らしめ、部落をして自ら相い統属し各ぞれ生聚

に遼陽城に移設されるが(4)、自在・安楽の二州はいずれも最初開原城内に設置されたのであった。 自在・快活二城に自在・安楽の二州を置き、それぞれの州に知州一員・吏目一員を置くことが決定した。自在州は後 活城と自在城を設置して、そこで願居者を出身部落ごとに編成して安居させたのである。さらにその翌五月六日には、 とみえる。京師南京に居留したいと願う者が多いが、南方は炎熱な気候にはなじめないであろうと遼東開原の地に快

謂っているので、これ以前より来朝した女真人がそのまま京師南京に寄住することを願う者が多くいたことが知られ の願留事例の最初は、既述の永楽帝が兵部の臣下に述べた三日後にあたる同年同月戊子(十日)の条に、 永楽帝は兵部の臣下に対して、「朕の即位以來、東北諸胡の来朝する者、京師に留居せんことを願うこと多し」と しかしながら、それに関わる永楽六年(一四〇八)以前の諸事例は、『太宗実録』には著録されていない。遼東

室の什器・薪米・牛羊を賜い、所在官司に命じて之に給せしむ。自後辺衛に居することを願う者の賜予は此 兀者右等衛指揮使千百戸賈你等奏して、遼東三万等衛に居ることを願う。之に従い、 鈔幣・襲衣・鞍馬・其の居

とあり、許可された事例が収録されている。

に准ず。

等衛指揮使千百戸賈你等の願居のときの賜与が前例として適用されたのである。 や「給賜如例」などの簡単な文言で片付けられている。無論これは永楽六年(一四〇八)夏四月十日における兀者右 『太宗実録』にはこれ以後の遼東願居の事例が時折収録されているが、そのときに賜与されたものは、「賜与如例

以上のような遼東願居者に関する『太宗実録』の関係記事において全くふれていないことが一つある。それは賜与

の対象物についてである。兀者右等衛指揮使千百戸賈你等に対する賜与では、 単に鈔幣・襲衣・鞍馬など物質面のみ

が記されているのにすぎない。 ところが、きわめて稀有な事例であるが、 同右書、 永楽八年九月丁卯 (三日) の条には

古路慶の地の女直頭目不里哈等来朝し、 千百戸の職を授けらる。不里哈等、 東寧衛に居住せんことを乞う。之に

賜予は例の如くす。

なったのである とあり、 衛所官職が与えられ東寧衛への居住を願って許されている。 結果として不里哈等は東寧衛の千戸や百

れたのかということの解明にも繋がる。それを分析する上で好個の史料は、さきに引用した『三万衛選簿』である。 場所に安居されたとみるべきであろう。この問題は遼東への願居者が居住に際してどのような身分 パターンを経たが、不里哈等の事例をみると遼東への居住を願う者に対しても衛所官職が与えられ、 既述のように、女真人の通常の来朝においては「覊縻衛所の創置→官職等の賜与→設衛の覊縻衛所に回還」という (官職) で処遇さ 所属を希望する

ケースと同様に『三万衛選簿』中の掲載頁である。 された官職、所属衛所、住坐先などを検証しよう。なお、人名に付した () 内の数字は前述の「招諭した人々」の

そこで、以下においては、『三万衛選簿』にみえる赴京後の遼東住坐告願の事例を抽出し、それらの女真人に授職

- 帯俸を告願す。 康阿剌孫(一三七頁) 海西女直頭目。永楽九年(一四一一)赴京進貢、 指揮同知を授けられ自在州住坐遼海衛
- 阿剌孫 (一四二頁) 奴児干頭目。 永楽九年(一四一一) 招諭赴京、 指揮同知を除授され、 安楽州住坐三万衛帯
- (3) 歹羊荅 (一四四頁) 安楽州の人。永楽八年(一四一〇)招諭赴京、 指揮僉事を欽陞される。同十一年(一四一

靖難の役後の遼東と燕王軍

(川越

三) 自在州住坐・三万衛帯俸を告願す(45)。

荅剌 (一四五頁) 亦馬刺衛女直頭目。永楽二年(一四〇四)赴京朝貢、 指揮僉事を授けられ、 安楽州住坐三万

衛帯俸を告願す。

(5) となる。 阿剌孫 (一四六頁) 奴児干の人。永楽九年 (一四 一 一 赴京、 指揮同知に除せられ、 安楽州住坐・三万衛帯

阿卜(一四七頁) 海西衛野人。永楽十三年(一四一五)赴京、 本衛指揮僉事を除授され、 安楽州住坐・三万衛

7 帯俸を告願す。 乞猛奇 (一六二頁) 女直頭目。 永楽十年 (一四一二) 朝見、 兀者衛指揮同知に除せられ、 自在州住坐 遼 海

衛

帯俸となる。

8 万衛帯俸を告願す。 也可木(一七一頁) 海西撒刺児衛女直人。永楽八年(一四一〇)赴京、 指揮僉事に除せられ、 安楽州住坐・三

三万衛帯俸を告願す。 賽因不花(一九二頁) 建州左衛女直人。永楽十二年(一四一四)赴京、本衛指揮僉事に除授され、 安楽州住

10 州住坐・三万衛帯俸を告願す。 兀嘗哈 (二一二頁) 亦倫河衛野人頭目。永楽八年(一四一〇) 保送赴京、兀魯哈山衛正千戸に除せられ、

(11) を告願す。 兀丁奇 (二二二頁) 女直人。 永楽十年 赴京朝貢、 指揮僉事に除せられ、 安楽州住坐・三万衛帯俸

12 阿囊哈(二一五頁) 女直人。永楽九年(一四一一) 帰付赴京、 指揮僉事に除せられ、 安楽州住・遼海衛帯俸と

(13) なる。 虎魯罕(二一五頁) 女直頭目。 永楽十二年 招諭赴京、 指揮僉事に除せられ、 自在州住坐・遼海衛

帯俸を告準す。

14 玉禿山(二一七頁) 女直人。永楽九年(一四一一) 招諭赴京、 副千戸に除せられ、 自在州住坐・遼海衛帯俸と

なる。 以上は『三万衛選簿』にみえる永楽年間における女真人赴京願居の事例である。

これらの諸事例はいずれも「赴京→衛所官職の除授→住坐・帯俸の告願→告準」 の経過を辿っている。 除授された

衛所職は、

指揮同知 ① · ② · ⑤ · ⑦

3 · 4 · 6 · 8 · 9 · 11 · 12 ·

13

指揮僉事

副千戸 正千戸 (10)

(14)

その後かれらは居住を希望した州と衛所において、 真人に対して除授された衛所官職が上は指揮同知、下は副千戸といずれも官品を有するものであったは注目される。 という内訳になる。事例数がわずか一四例ということを勘案しても、永楽年間に招諭赴京して遼東居住を告願した女 除授された衛所官職に対応する俸禄が与えられ、生活の保障を受

居住州と帯俸衛所との関係は、

けたといえる。

安楽州 -三万衛 2 • • • • • • • • • • • • • • • 9 10 • (11)

В

安楽州

遼海衛

(12)

自在州 -三万衛 3

自在州 -遼海衛

者に、自在州は遼海衛の帯俸者にというように固定したものではなかった。 となる。これをみると、安楽州も自在州も三万衛帯俸者・遼海衛帯俸双方の居住州であって、 安楽州は三万衛の帯俸

以上のような三万衛帯俸者も含めた三万衛所属の女真人について、奇文瑛氏はA「論明朝内遷女真安置政策

靖難の役後の遼東と燕王軍

(川越

以

人の職責に関しては若干疑念が抱かれる。奇氏はB論文の結論において、 必ずしも軍人の職責は担っていなかった。安楽州・自在州には来帰女真と「達官」女真が暮らしていた、とする。 に来帰して三万衛の武官となった女真は軍籍に属したが、永楽以後に三万衛に属した女真の多くは「達官」と呼ばれ、 索』二〇〇七年第五期、二〇〇七年)などの論考において考察されている(誓)。奇氏の見解をまとめると、洪武年間 楽州住坐三万衛帯俸〟官考」(『燕京学報』新二○期、二○○六年)、C「論『三万衛選簿』中的軍籍女真」(『学習与探 安楽州、自在州為例 かかる奇氏の所論はおおむね首肯できるが、ただ永楽以後に招諭をうけて赴京し、三万衛や遼海衛に所属した女真 ——」(『中央民族大学学報(哲学社会科学版)』二〇〇二年第二期、二〇〇二年)、B

三万衛帯俸達官問題、 、是只領俸禄的閑職 也涉及明代衛所制度。 明朝都司衛所有武官帯俸之制。 拠《明会典》: 、凡帶俸官、

典』巻一一九、兵部二、武選清吏司、銓選、考選にみえる、 と述べ、「是れは只だ俸禄だけを領める閑職」と解釈されているが (九一頁)、帯俸官に関する記述は、 万暦

以已名、或主使人、羅織生事、投詞者。在京聴兵部、在外聴撫按官、参究。照例調発辺地衛 凡考選禁例。弘治十三年申明、軍職五年考選有営求囑託者、指名黜退、永令帯俸。其不得与選、生事教唆陷害已 問罪。不分官軍、倶調辺境帯俸食糧差操。凡帯俸官、倶不許管軍管事○嘉靖九年題准、

し帯俸とすると述べたもので、帯俸官に関する独立条項ではない。したがって、ここの帯俸官の部分は軍職一般につ 体は軍職者の考選において、「囑託を営求した者」、「生事教唆陷害するも已に選ばれし官員」を考選の対象から排除 という原史料記中から「凡帯俸官、倶不許管軍管事」の文言だけを切り取って引用されたものである。ここの記述全

いて述べたものとはいえない。

例に、 し食糧を帯俸し差操せしむ」とあるが、帯俸と差操とは、たとえば『大明律例』名例律、巻第一、軍官有犯、 上記の『大明会典』の中に「生事教唆陷害するも已に官員に選ばれし者は罪を問い、官軍を分たず、倶に辺境に調 門刑条

在京在外の大小軍職、見任を問せられ帯俸差操の者は倶に管軍管事するを許さず。

とみえるように、 帯俸と差操とは連動している場合が多い。『明史』巻七六職官志五、 各衞によると、

入衞、戍守、軍器の諸雜務は見任管事すと曰い、任事入隊せざるは帯俸差操と曰う。

『三万衛選簿』中の一四事例の女真人帯俸者の陞進と軍功とは密接な関係にあることが明白であるからである。一四 と呼ばれ、必ずしも軍人の職責は担っていなかった」とする奇氏の見解にはただちに従えない。なぜならば、上記の ことはあり、奇氏の所謂「是只領俸禄的閑職」は妥当でない。 したがって、「三万衛に属した女真の多くは「達官」 とある。このように事例をみてくると、帯棒官は「管軍管事」はしないが、差操すなわち差使、 差遣には起用される

・ 康阿剌孫(一三七頁)

事例の女真人とその世襲者の陞進と軍功との関係をみると、以下のようになる。

二輩康三官保 正統十四年(一四四九)鵓鴿嘴の功有り指揮使に陞進、 景泰元年(一四五〇)瞭高山にて功有り都

八輩康永清 嘉靖二十 (一五四一) 年遼河にて部下首六顆を斬り都指揮僉事に陞進

靖難の役後の遼東と燕王軍(川越)

(2)

阿剌孫(一四二頁)

阿剌孫 景泰元年(一四五〇)瞭高山にて賊を殺し指揮使に陞進

歹羊荅 (一四四頁)

二輩速苦 有り指揮使に陞進 景泰元年(一四五〇) 瞭高山にて真っ先に対敵し斬首の功有り指揮同知に陞進、 本年八里庄にてにて功

五輩傅錦 嘉靖六年(一五二七)松山堡等処にて首一顆を斬り都指揮僉事に陞進、 同三十九年(一五六〇)腰站に

荅剌 (一四五頁)

て陣亡

二輩阿里 亀児山にて賊を殺して功一級を獲て指揮同知に陞進、 瞭高山にて賊を殺し 功一 級を獲て指揮使に陞進

(5) 輩阿剌孫 阿剌孫 (一四六頁) 景泰元年(一四五〇)瞭高山等処にて節次斬賊の功有り指揮同知に陞進

6

阿卜 (一四七頁)

輩撒升哈 景泰元年 (一四五〇) 亀児山等処にて節次斬賊の功有り)指揮同. 一知に陞 進

乞猛奇 (一六二頁)

四輩李盤 嘉靖七年(一五二八)柒河にて首一顆を斬の功有り指揮同知に陞進

也可木(一七一頁)

輩也可木 景泰元年 (一四五〇) 瞭高山にて賊を殺すの功有り 指揮同 知に陞 進

五輩伊朝勲 賽因不花(一九二頁) 嘉靖四十年(一五六一) 領兵の部下を把総し功を獲るを以て署都指揮僉事に陞進

六輩伊添爵 万暦十一年 (一五八三) 古勒寨地方にて首一顆を斬の功有り都指揮僉事に陞進

特記なし

兀丁奇 (二一二頁)

特記なし

阿囊哈(二一五頁)

虎魯罕(二一五頁)

四輩馬愷

嘉靖三十九年(一五六〇)

横頭河児地方にて賊と対敵し陣亡

二輩苔奄出 景泰元年(一四五○)瞭高山にて真っ先に賊を殺すの功有り指揮同知に陞進

玉禿山 (二一七頁)

二輩 趙原奴 景泰元年(一四五〇)瞭高山にて賊を殺すの功有り、 本年亀児山にて賊を殺すの功有り、 勘合を奉

じて二次の功を開陞せられ正千戸に重陞

の軍功によって陞進している。ちなみに、その戦歴を編年順に並べると 以上の一四事例中⑩兀嘗哈と⑪兀丁奇とを除くと、いずれの事例においても戦歴が記されている。 しかもその折り

正統十四年(一四四九)鵓鴿嘴・・・・・・①

景泰元年(一四五〇)瞭高山・・・・ 亀児山等処・・ (4) (6)

同上 同上

嘉靖六年(一五二七)松山堡等処・・ 八里庄・・・ 3

嘉靖七年(一五二八)柒河・・・・ 7

嘉靖三十九年(一五六〇)横頭河児地方 嘉靖二十年(一五四一)遼河・・・

腰站・・・・

同上

万暦十一年(一五八三)古勒寨地方 靖難の役後の遼東と燕王軍 (川越

応する俸禄を得ていた。それを帯俸と呼称しているが、実質的には奇文瑛氏の所謂「是只領俸禄的閑職」ではなく、 る(タイ)。これらの会戦地での戦歴とそれによる陞進という事実を踏まえると、永楽初年以後赴京して遼東居住を告願 となる。これらの会戦地の中で柒河と横頭河児地方の所在が今のところ確認できていないけれども、 それが許可された女真人は、自在州もしくは安楽州に住坐し、授受された遼海衛もしくは三万衛の衛所官職に対 瞭高山、 **亀児山等処、八里庄、** 松山堡等処、 遼河、 腰站、古勒寨地方は河川名も含めていずれも遼東の地名であ それ以

(2) 永楽八年の役

かれらは遼海衛・三万衛の重要な戦力であった。

デルのために殺された。洪武二十一年(一三八八)のことである。これによって、北元は壊滅し、クビライ裔の皇統 援のためにブイル・ノール方面にあったとき明の将藍玉に急襲されて大敗を喫し西走の途中、トラ河畔で叛臣イェス えて、江南と華北を制覇したにすぎない明朝を取り囲むようにして明朝と南北に対峙していた。 廷を温存した事例は、中国の歴史上唯一のことであった。この時点で、北元の勢力は満州より中央アジアまでを押さ もその王子達はなお大元の皇帝を称して、帝国の維持に努めた。瓦解した王朝の皇帝と皇太子がそのまま避難して宮 ところが満州を押さえていたナガチュ(納哈出)が明軍に征せられたので、トグス・テムル(脱古思帖木児) 周知のように、元朝は洪武元年(一三六八)明軍に中国から追われてモンゴル高原に退い た。 しかし 崩

とに身を寄せていたブンヤシリ(本雅失里)である。チムール亡き後帰国し、アルクタイ 東モンゴルと西モンゴルに分別される。その東モンゴルには北元系統のタタール である。この前後にモンゴルの情勢は大きく変容した。モンゴル高原はその中央にゴビ砂漠が東北から西北に走り、 混乱期に陥ったモンゴルに復興の機会を与えることになったのは、足かけ四年に及んで中国を混乱させた靖難の役 が勢力を張り、 二つの対立勢力が並存していた。 タタールのハーンはサマルカンドのチムール (韃靼) が、西モンゴルには新興の (阿魯台) に推戴されたブ

時的に断絶した。

ごも具体的に報告した。それを聞いた永楽帝は丘福の不甲斐なさを嘆いた(雲)。 れは同年の八月十五日のことであった(4)。 ンヤシリは、 明の招撫に従わず、永楽七年(一四〇九)、ケルレン川において淇国公丘福が率いる明軍を破った。 翌九月五日には敗残の兵が多く北京に辿り着き、 明軍敗北の様子をこも

の準備を始めていた。『太宗実録』永楽七年九月己丑(二十日)の条に、 のことであったのである。親征の決意を表明したのは同年冬十月一日のことであるが(๑)、その十日前にすでに親征 たって漠北に親征し三度北虜を破ったことを「五出三犂」と呼称されるが、その最初の親征が永楽八年 永楽帝が親征軍を起こそうと決意したのは、丘福軍のこの大敗によってであった。 永楽帝の親征は前後五 回 Iにわ

仍お中都留守司河南湖広山東の三都司・周楚二王府の護衛に命じて步騎四万五千を選び、臨洮河州岷州西寧平涼 めんとす。 の諸衛は善戦の土 永康侯徐忠等に勅して、南京の各衛及び睢陽帰徳武平鎮江等二十五衛の步騎三万を選練し、寧陽伯陳懋は陝西の 衛及び慶秦二王府護衛の步騎万九千を選練し、江陰侯吳高は山西及び晋王府護衛の步騎万五千を選練せしむ。 一官五千を選ばしむ。それぞれに鈔を賜いて行糧を給し、 皆来年二月を以て北京に至り随征

されたことであるが(51)、『太宗実録』永楽八年八月乙卯(二十一日)の条に、 したのである。 はさらに膨らむ。永楽帝はこうした大軍をもって常山蛇勢というべき隙や欠点のない陣立てでもって親征に臨もうと 軍からの調撥数は、 とあり、 親征軍を編制するために地方軍の調撥を命じ、 かかる大軍編制のために、女真にも親征軍への参加を求めた。 歩騎併せて「十一万四千」になる。これに京師の親軍衛・京衛・外衛を加えれば、 地方軍の上京期限を翌年二月とした。これら畿内以外の地方 これは、すでにはやく和田清氏が指摘 -の総数

建州衛指揮使釈家奴を陞して都指揮僉事と為し、姓名李顕忠を賜う。千戸咎トは指揮僉事と為し姓名張志義を賜

従征し功有るを以てなり。 う。百戸阿剌失に姓名李従善を、 可捏に姓名郭以誠を賜い、倶に正千戸と為す。釈家奴は揮阿哈出の子にして皆

征軍従行記事を補足するのが、 とによることは、その年次を勘案すれば明白である。この永楽八年(一四一〇)における建州衛指揮使釈家奴等の親 とあるように、 建州衛の釈家奴等も従軍したのである。このときの賜姓名は永楽八年(一四一○)の役に参陣したこ 『錦衣衛選簿』(『明朝档案』第四九冊)四○○頁、王学の条にみえる、

殺賊し正千戸に陞せらる。 王阿児、 女直人。永楽二年投降し建州衛所鎮撫に除せらる。 永楽七年副千戸に陞せらる。 八年静虜鎮にて胡寇を

軍がブンヤシリを輔佐していたアルクタイの軍を破った場所である(ミシ)。 という建州衛副千戸で永楽八年(一四一〇)の親征に加わった王阿児の事例である。 静虜鎮とは同年六月九日に親征

建州女真の参加で知られるが、その動員令は無論遼東軍にも下された。これは『朝鮮王朝実録』太宗十年春正月癸未 永楽帝が親征軍編制のために広い範囲にわたって地方軍に動員をかけたことは、上記の永康侯徐忠等に降した勅や

(十六日) の条に、

義州通事李龍、遼東より還りて言えらく、遼兵一万北京に赴くに、達達軍に山海衛において遇い、ともに戦いて 大敗し、死傷半ばを過ぐ。遼東正月初二日より兵を厳しくして城守し、昼夜懈らず、と。

頭に赴京途中山海関においてモンゴル軍と遭遇し大敗を喫したという。『朝鮮王朝実録』が伝えるこのときの遼東軍 とあることによって知ることができる。朝鮮王朝の太宗十年とは永楽八年(一四一○)である。 遼東軍はこの年の初

表二の備考欄において「永楽八年」と記した事例で、 ために赴京するにあたっては、このような事態も生じたが、遼東燕王軍の永楽帝親征従行の事例は散見する。それが の赴京は、 23馬栄の八例を検出できる。 動員令に記された二月の京師到着を目指してのことであったであろう。 04教均美の事例を例にとれば、永楽八年 04教均美、15馬全、17楊春、 遼東軍が永楽帝の親征軍に加わる 18穆伯林、 の役に関わる記事はつぎの 19楊興、 20宋勝、

通りである。

楽八年迤北に征進し阿魯台を殺敗し、 旗に陞せらる。三十四年西水寨にて総旗に陞せらる。三十五年金川門に克ち定遼前衛左所副千戸に陞せらる。 教均美、 阿思蘭、 広寧府の人。洪武二十一年付帰、二十二年通州衛中所に調せらる。三十三年白溝河にて本所小 正千戸に陞せらる。

凱旋すると、 遼前衛左所副千戸のときに永楽帝の親征に従行し、 教均美の帰付から永楽八年(一四一〇)の親征軍に従軍するまでの戦歴が記されている。これによって教均美は定 教均美は遼東の定遼前衛に正千戸として帰衛したのである。 戦後定遼前衛正千戸に陞進したことが知られる。 親征軍が京師に

|教均美以外の事例でも一様に永楽八年(一四一〇)の親征軍従行による戦後の衛所官職陞進の状況が記されて

る。それを列挙すると 定遼左衛指揮同知→永楽八年 四 0 の役→指揮使→永樂二十年 四三: 迤北陣亡

18 穆伯林 広寧中屯衛正千戸→永楽八年(一四一○)の役→本衛指揮へ

17楊春

定遼右衛指揮同知→永楽八年

四

の役→指揮使

19 楊興 ― 蓋州衛正千戸→永楽八年(一四一○)の役→指揮僉事

20 宋勝 金州衛正千戸→永楽八年(一四一○)の役→指揮僉事

蓋州衛正千戸→永楽八年 <u></u>四 の役→本衛指揮僉→永楽十二年(一四一 四 迤北陣亡

靖難の役後の遼東と燕王軍

(川越

一六一

23 馬栄 広寧中屯衛指揮同知→永楽八年(一四一○)の役→指揮使

たことが窺われる。 上記の諸例から、 となる。 かれらの親征従行は無論単独によるものではなく、所属衛所の将兵を率いての参陣であろう。 いずれの事例でも同八年(一四一〇)の親征従行とその役中の軍功で原衛の指揮使などの職官に陞進してい 靖難の役後遼東経営のために送り込まれた燕王軍は永楽帝のモンゴル親征にも従行し大いに活躍 04教均美を含めた

平衛選簿』(『明朝档案』第六七冊)一九七頁、馬承徹の条によると、 の親征に従行したのは馬敬であるが、燕王軍の一員として活躍し戦後遼東に送り込まれたのは父の馬栄であった。『永 の永楽帝親征のときだけのことではなかったのである。それのみならず、23馬栄の事例をみると、同八年(一四一〇) 目になる永楽帝の親征、22王毛馿は二度目の親征に従行したことになる。遼東軍が親征軍に動員されたのは第一回目 二十年(一四二二)に、22王毛馿は同十二年(一四一四)迤北においてそれぞれ陣亡しているので、 さらにいえば、15馬全・22王毛馿の事例をとると、かれらは親征従行後いったん本衛に帰還するが、15馬全は永 馬栄は「永楽七年馿駒河陣亡」と記されている。 15馬全は第三回

野駒河とは、『太宗実録』永楽七年八月甲寅(十五日)の条に、

ずるべからず、且らく兵を駐めん、と。 疾馳して之を擒うべし、と。是の時官軍未だ集わず、諸将皆な曰く、恐らく虜は此の人を遣わして我を誘う、信 雅失里は大兵の至るを知り惶懼して北のかたに遁去せんと欲す、 ともに戦い之を敗る。遂に勝ちに乗じて河を度り又虜の尚書一人を獲たり。福飲労して之に詢う、言えらく、本 是の日、 総兵官淇国公丘福、虜と戦い敗績す。初め福、将校千余人を率いて先に臚朐河に至り虜の游兵に遇い、 此れ三十余里ばかり、と。 福喜びて曰く、当に

とある文中の臚朐河、『明史』巻六、成祖本紀二に、

左 秋七月癸酉、 ・右参将と為し、本雅失里を討たしむ。 淇国公丘福征虜大將軍と為り, 八月甲寅、丘福臚朐河に敗績し、 武成侯王聡・同安侯火真は之に副え、靖安侯王忠・安平侯李遠は 福及び聡・真・忠・遠皆な戦死す。

北征に死事の李遠に莒国公を、王聡に漳国公を贈り、

遂に親征を決意す。

た戦死したのである ハイラル地方とを結ぶ交通の要衝である。モンゴル語ではケルレン・ゴル、漢字では臚胊河の他、克魯倫河 とある文中の臚朐河と同じ河川であろう。臚朐河はモンゴル共和国および中国東北を流れる河川でウランバートルと 怯緑連河などとも記される。永楽七年(一四○九)に丘福が敵軍を侮って大敗を喫したこの臚朐河で23馬栄もま ':竜駒

永楽帝による遼東経営が相対的に安定期に入っていたことを物語っている。同九年(一四一一)に亦失哈が大軍と巨 たのは、無論その遠征軍を屍山血河の激戦に耐えうる大軍に編制するためであったが、それと同時にこの頃になると、 諸衛に配置転換された将兵が調撥されて参加したことが知られる。このように遼東諸衛にも動員命が下され調撥され 以上の諸例から永楽七年(一四〇九)の丘福が率いる明軍のモンゴル遠征、 同十二年(一四一四)の二度目の親征、同二十年(一四二二)の三度目の親征のいずれにも燕王軍の中から遼東 同八年(一四一〇)の永楽帝最初

艦を率いて黒竜江下流特林の奴児干都司方面に遠征したとき、通過した遼東は以上のような状況であった。

おわりに

成立すると、それまで敵対していた遼東には靖難の役に活躍した燕王軍の一部が送り込まれた。永楽帝は即位すると 北平周辺に位置する永平城・通州城・直沽・ !東都司所属の衛所群によって編制された遼東軍は靖難の役期においては建文政権軍の別働隊として燕王軍に対敵 保定城などに侵攻してきた。そのため建文政権が崩壊し永

靖難の役後の遼東と燕王軍

(川越

早速、 に亦失哈が大軍と巨艦を率いて黒竜江下流特林の奴児干に出向いたとき、通過した遼東経営はすでに安定期に入って 楽帝のモンゴル親征従行の実態を鑿掘した結果、永楽帝の遼東経営は奏功していたと考えられ、永樂九年(一 でに靖難の役の最中からあり、戦中の軍功陞進による配属先が敵地たる遼東の衛所であった事例もみられた。それは 中南部に位置する蓋州を中心に、さらにその周辺の衛所であった。永楽帝のそれら遼東諸衛への配置転換の構想はす ら窺見されるところでは、遼東での移衛先は従来遼王府が置かれていた広寧、遼東都司所在の遼陽、 文時代の遼東都司の陣容は一新された。さらに遼東諸衛には燕王軍として活躍した将兵も配置転換されて送り込まれ 遼東都司都指揮使に脱火赤・王福を充てた。これに加えて遼東都司の都指揮同知・都指揮僉事の人事も発令され、 多数居住している遼東の経営に乗り出し、遼東に将兵を送り込んだのである。鎮守遼東に左軍都督府左都督劉貞を、 戦後の遼東経営を見据えての処置であったといえる。 いたとみなしても大過ないであろう。 1 かれらは主として北直隷所在の衛所に所属している遼東・モンゴルの出身者と北直隷の人々であった。衛選簿 周囲が朝鮮・女直・モンゴルなどの諸勢力によって占められ、東は鴨緑江で朝鮮王朝と接し、 『三万衛選簿』によって女真人の赴京と遼東住坐の実相、②靖難の役後遼東諸衛に送り込まれた衛所官軍の永 南は渤海に臨み、 北は女直の居住地帯と接し、漢族だけでなく女真・モンゴル・朝鮮などの非漢民族 永楽帝が乗り出した遼東経営の成果を計量する手がかりとし 西はウリヤンハ 現在の遼寧省 か

府都督僉事に陞進している。よって麻子帖木(王麒) 吾右衛選簿 には「後軍都督同知王麒卒す。麒は旧名麻子帖木児、建州松花江の人」とあり、王麒に作っている。王麒であるならば、『金 子帖木は王麟と曰う」とあり、 ここで補足することにする。王圻『続文献通考』巻二一〇、氏族考六、改賜姓氏、皇明、 史料3の呂毅等とともに洪武三十五年(一四〇二)に都指揮同知に任用された麻子帖木について、 (『明朝档案』 第五〇冊) 二頁、 王麟という姓名を賜ったとしているが、『太宗実録』永楽二十年閏十二月庚午 王英の条にみえる王麒と同一人物であり、 の遼東都司都指揮同知の在任期間はきわめて短かった。なお、 永楽元年 賜降人姓に「都督指揮指揮等官麻 (一四〇三) その後判明したことを には後軍都

· 学 四

(1) 牛平漢編著『明代政区沿革綜表』(中国地図出版社、一

- (2) 拙稿「角逐─燕王軍と遼東軍と」(『人文研紀要』第一○九九七年)四一一―四一六頁。
- (3) 奇文瑛「明代遼東総兵楊文」(『文化学刊』二〇〇九年第〇号、二〇二一年)。

11

- (4)『国朝献徴録』巻一○八、前軍都督府都督僉事耿瓛伝。一期、二○○九年)。
- れた経緯は前掲拙稿「角逐―燕王軍と遼東軍と」参照。九年)「鎮守総兵官年表」参照。なお呉高が広西に左遷さ5) 張徳信著『明代職官年表 第三冊』(黄山書社、二〇〇
- (6) 『太宗実録』永楽七年三月乙卯の条掲出の薨卒伝、『明史』
- 官職)を世襲することになったのである。 「言職」を世襲することになったのである。 「宣東や都督職は一代限りの流官であったので、劉俊は 「其劉貞を以て復び金吾後衛指揮使と為す」とある。劉貞の 「太祖実録」洪武二十七年春正月辛酉の条に、「河南都指 巻一四四、平安伝。
- (9) 『太宗実録』永楽十年六月甲戌の条所収の薨卒伝。 経歴については、『明史』巻一四六、孟善伝参照。 (8) 『太宗実録』洪武三十五年九月甲申の条。なお、孟善の

靖難の役後の遼東と燕王軍

(川越

- 麗妃韓氏の諡康恵荘粛、順妃銭氏の諡恵穆昭敬、恵妃吳氏 恵恭懿、賢妃王氏の諡昭粛静恵、賢妃喩氏の諡忠敬昭順 氏の諡恭和榮順、麗妃陳氏の諡恭順栄穆、順妃王氏の諡昭 諡によると、「文皇嬪御は淑妃楊氏の諡端静恭惠、恵妃李 ているだけである。沈德符の『万暦野獲編』補遺巻一、妃 ると、皇后徐氏の他、妃としては昭献貴妃王氏(蘇州の 不明である。『明史』巻一一三、后妃一の、成祖の項によ あった。これに対して、長女が燕王妃に冊立された年次は とみえるように永楽三年(一四○五)十一月二日のことで の妃と為し、蒲州知州王綍の女を永和王済烺の妃と為す_ の女を冊して郢王練の妃と為し、左都督劉貞の女を伊王櫋 の妃に立てられたと記されている。次女の伊王妃冊立は 人)、恭献賢妃権氏 『太宗実録』永楽三年十一月甲午の条に、「営国威襄公郭英 史料9に劉貞の長女は永楽帝の昭順徳妃で、次女は伊干 (朝鮮の人) の二人の略伝が立てられ

賢妃権氏以外に九人の妃の名がみえる。しかしながら昭順の諡康穆懿恭の如し」とあり、上記の昭献貴妃王氏、恭献

明白である。その三年後の同六年(一四〇八)十二月、交

陞転しているので、このとき遼東都司から離任したことが

阯総兵官沐晟の下で交阯(ベトナム)の簡定と戦い陣亡し

- 徳妃劉氏の名を検出することはできない。
- 12 せて―」(『人文研紀要』第九七号、二〇二〇年)。 拙稿 「小河の会戦と安順侯脱火赤―「成祖四駿図」によ
- 13 『太宗実録』洪武三十五年十二月丁巳の条。
- は、『皇朝中州人物志』巻六、呂毅伝に、「呂毅は項城の人 波に鎮守せしめ、鈔六十錠を賜う。」。なお、呂毅について 同右書、永楽二年正月己酉の条「都指揮呂毅に命じて寧

<u>16</u> <u>15</u>

陞して羽林前衛と為し、燕山左護衛を金吾左衛と為し、

『太宗実録』洪武三十五年六月辛未の条「燕山中護衛を

『仁宗実録』永楽二十二年九月丁酉の条。

山右護衛を金吾右衛指揮使司と為す」。

- **僉事に陞せらる」と記され、項城県(河南開封府陳州)** 従征し、 となり。始め済陽衛百戸と為す。文皇内難を靖ずるや、毅 功を以て積官し指揮同知に至る。永楽三年都指揮 O
- す。毅は河南項城の人。始め済陽衛百戸と為す。上内難を **僉事呂毅・兵部尚書劉儁・交阯布政司参政劉昱皆な之に死** 黔国公沐晟、交阯の賊簡定と生厥江に戦いて敗績し、都督 六年十二月丁酉の条であり、同条には「是の日交阯総兵官 人であることが知られる。この史料源は『太宗実録』永楽 $\widehat{17}$ 第六六号、二〇二一年)参照。 の燕山右護衛については、拙稿「燕王の挙兵と燕山三護衛 属の兵員であったとみなしておきたい。なお、燕王挙兵時 手だてに欠くので、今のところは革旺はもと燕山右護衛所 衛していきた可能性は絶無ではないが、原衛がどこか探る 属して活躍し、その終息後の金吾右衛に改編されたとき来 無論、靖難の役の最中には燕山右護衛ではなく他衛に所 燕山右護衛復原の試み―」(『中央大学文学部紀要』史学
- 靖難するや、毅征伐に従い数々奇功を立て積官して都指揮 都督僉事に陞せられ、黄中と同に 18 『太宗実録』永楽六年十月辛卯の条、 同永楽七年正月己
- 19 同右書、永楽十一年十月甲子の条

巳の条。

兵を広西に練す」とみえる。これらの記述によれば、呂毅

燕王が挙兵したときには済陽衛百戸であった。済陽衛

同知に至る。永楽三年、

したのである。遼東都司に起用されたのはそのときのこと 燕王軍に従軍し屡々軍功を立て累官して都指揮同知に陞進 り北平都司に所属していた。当該衛の百戸であった呂毅は は靖難の役後親軍衛に昇格するが当時は在外衛の一つであ (一四〇五) には都督府の都督僉事に 20 月十七日のことであった。以上、同右書、永楽八年春正月 て奉天殿において群臣による賀の上表を受けたのは同年七 正月十二日、車駕が北京を出発したのは二月十日、 宗廟社稷にそれを報告させたのは永楽八年(一四一〇)春 親征するにあたって永楽帝が皇太子を代理に立てて天地

であろう。

永楽三年

- いう文言である。黄簿の中、内黄は内庫に所蔵され、外黄しているのが、「内黄査有り」あるいは「外黄査有り」とている。内黄と外黄の中、いずれを参照し勘査したかを示ている。内黄と外黄の中、いずれを参照し勘査したかを示(江) 衛選簿においてはそれぞれの家の世襲状況を記述するに己卯、同年二月丁未、同年七月壬午の諸条、参照。
- 帯。」(二九頁)と註されている。 北から西南に走る山脈の西北部、モンゴル高原に続く一 洋文庫、一九五七年)では、「山後とは、北京の背後を東 おける山後の意味するところは多義で必ずしもアルタイ山 アルタイ山の後背を指称すると思いがちになるが、 ルタイ山がすぐに連想される。その故、山後人の山後とは 乗った出身地であろう。それに対して金山人の金山とはア あるので、そのモンゴル人が明朝に服するようになって名 ケースがある。瑞州、保安州、大寧、憮寧は中国の地名で 人」、「迤北人」などの地名が抱き合わせて併記されている 人」、「通州人」、「瑞州人」、「保安州人」、「大寧人」、「憮寧 が最も多い。しかし、山後人とともに「金山人」、「哈剌哈 いて在華モンゴル人の出身地表記は「山後人」とする場合 はモンゴル軍、モンゴル兵ということになる。衛選簿にお は印綬監が収掌していた。『菽園雑記』巻一〇、参照。 に限定できない。和田清編『明史食貨志訳注 (上巻)』(東 達軍の達は達達、すなわち韃靼と同意語である。達軍と 山後人と抱き合わせで表 明代に
 - としては、郭嘉輝『明代衛所的帰附軍政研究―以「山後 と読むことにする。なお、「山後人」に関する最新の研究 であるが山後人については今後も牧野氏に倣い「山後人」 の「宿州人」の如きは「宿州の人」と訓読するのが一般的 ら、洪武帝の馬皇后伝の冒頭部分の「太祖孝慈高皇后馬 年)の読み方に倣って「山後人」としてきた。しかしなが であるが、 方全体を指す用語である。ところで、「山後人」の読み方 ことはよく知られている。 地名であり、 人」為例』(万巻楼、二〇二〇年)がある。 (『岩井博士古稀記念典籍論集』同事業会編・刊、 宿州人。」(『明史』巻一一三、后妃伝)という記事中 私は従来牧野巽「明青州左衛選簿について_ 明代以後に現れたモンゴルの部の名称であ 迤北は特定の地名ではなく、北 一九六三

記されている哈剌哈人の哈剌哈とは、ハルハ河に由来する

黄漚河 遼東軍と」参照)。 王軍と遼東軍の戦いについては前掲拙稿 ようとして失敗したときのことであろう(通州における燕 総兵平安が一○万の遼東軍を率いて通州を重囲して攻伐し 年末から三十四年(一四〇一)にかけて、建文政権軍の副 庄において建文政権軍の哨兵を殺敗したのは、おそらく前 かと思われる。僧思改が洪武三十四年(一四〇一)に馬家 としているから、 知られる。『読史方輿紀要』には「各々県を去ること十里 去ること十里」と記している。これらの記述から、 は黄洰河と為り、 其の一は新荘河と為り、 て三と為る。其の正河は漷河と為り、東の方白河に入る。 (黄洰河)となって馬家荘の飛放泊に注いだことが は通州の漷県界で三つに分岐し、その内の一つが 馬家荘も通州漷県内にあったのではない 東の方馬家荘の飛放泊に注ぐ。各々県を 南の方武清県界に流入す。 「角逐-―燕王軍と 其の一 新河

> 頁)とされている。 寧の東約二十五清里に在りしものなり」(三三〇一三三一 里となす。(中略) 至元六年省かれて望平県に併せられた も、或は之を以て広寧衛の東北百五十里となし、 しも前後異動なしとは言ひ難し。同じ明代の地誌による 付近ならん。ただ此地は遼河の汎濫区域に当たれば、 る元の疆域」(『満州歴史地理』第二巻、一九一三年) たことを示している。なお、箭内亘氏は雄編「満州に於け 県は地名としては消失したものの、 その出身地を望平県に作っているのは、 かつて望平県が存在したのである。『通州衛選簿』(『明朝 年復た広寧衛と改む」とあり、 を建て、二十五年遼王を封建するや広寧中護衛に改め、次 其の地を互略す。本朝は州県を廃し、 る鍾秀県は、 「案」第五二冊)が77賽因不花・10八郎の事例をいずれも 「金の望平県と同じく今の遼中県の北五十里なる水泊 望平・閭陽を属せしむ。 即ち遼の顕州の治せる奉先県なれば、今の広 なお、 現在の行政区画でいえば、 遼陽城の西にあった広寧に 元末也速納哈出、 古名として通用してい 明代になって望平 或は九十 の中

県は遼寧省瀋陽市に位置する市轄区である。

治の城郭北から東にかけて湾曲して流れている。『太宗実) 嘉靖『徐州志』巻一、州治之図によると、汴河が徐州府

27

にいう河とはこの汴河のことであろう。

- 28 『太宗実録』奉天靖難事蹟、 ただ、四輩董賢の項には、「正統二年十二月、 建文四年三月甲申朔の条。 董賢、 潦
- この間の事情について、『寧遠衛選簿』は何らふれていな おり、 で十五歳になったとき世襲できない事情が起きたものと思 七)三月から十二月までの九ヶ月の間に死去その他の理由 東寧遠衛中所故世襲百戸董貴の親弟に係る。」と記されて われる。それが寧遠衛百戸職交替の所以であろう。 おそらく董真は優給が開始された正統二年(一四三 董真の叔父董賢が寧遠衛百戸の職を世襲している。
- 第九四号、二〇一九年)。 『高郵衛選簿』にみえる事例を中心に―」 (『人文研紀要』 拙稿「洪武三十五年の燕王軍渡江と江北の人々―とくに

あったことになる。

- 31 「遼東志」巻一、地理志、沿革。
- 建文二年十月戊午(二十七日)の条に、「我軍、 青県長蘆のみ、塼垛兒・竈兒坡の数程は皆な水無し、皆な 八日のことと推定したのは、『太宗実録』奉天靖難事蹟 滄州における会戦を洪武三十三年(一四〇〇)十月二十 諸将に語りて曰く、徐凱等の設る所の備えは惟だ 直沽を過
- に啓行すること昼夜三百里。敵両び哨騎を発するも、皆な 督して城を築かしむ。我軍既に城下に至るや始めて蒼黃し を擒とす。 相い遇わず、明旦塩倉に至り、敵の哨騎数百に遇い尽く之 備えず、此に趋けば径に滄州城下に至るべし。是夜の二更 食時に滄州に至るも、 敵猶未だ覚らず、

36

靖難の役後の遼東と燕王軍

(川越

時の間には滄州に達したことになり、 七時から九時の間に開始した行軍は翌朝の午前七時から九 る。食事とは辰の刻の異称であろう。とすると前夜の午後 の食時に滄州に到達し、滄州城の四面から攻撃をかけてい で三百里(約一六七キロメートル)を踏破し、翌二十八日 時から九時の間に滄州に向かって行軍を開始し、昼夜兼行 燕王軍は十月二十七日に直沽を過ぎると、その夜の午後七 登らしむ。時を逾えて其の城を抜く」とみえるからである。 軍四面より急ぎ之を攻む。上、壮士を麾き城の東北角より て分れて城堞を守り、衆皆な股栗し擐甲するに及ばず。 恐るべき強行軍で

- 33 取りは、『朝鮮定宗実録』巻四、庚辰二年五月辛巳の条に 拙稿「角逐―燕王軍と遼東軍と」においても言及したので 四〇〇)五月十七日のことである。本条については、 収録されている。これは明の建文二年(洪武三十三年、一 経筵の席上での定遼諸衛をめぐる定宗と権近等との
- 34 卷一、地理志、沿革。 『太祖実録』 洪武十四年九月丙申の条、 および 『遼東志

参照を請う。

- (35)前掲牛平漢編著『明代政区沿革綜表』四 四 应 Ŧī. 頁参
- 五年の首都騒乱」(『中央大学文学部紀要』史学第五五号 石亨・曹吉祥の国政壟断と凋落とについては、 張鵬については『明史』巻一六〇、 張鵬伝参照。

六九

- 10一0年)参照
- 37 『太宗実録』洪武三十五年秋七月壬午朔の条
- 38 同右書、洪武三十五年八月丙寅の条
- いた。避諱については、王彦坤編『歴代避諱滙典』(中州 たとされる女直ではなく、本来の民族名とされる女真を用 の表記に従い、地の文では遼の興宗耶律宗真の諱真を避け 『宋史』以後史料上併存するが、史料の引用に際してはそ 一〇、明初の満洲経略 和田清 『東亜史研究 満洲篇』(東洋文庫、 下」参照。なお、 女真と女直は 一九五五年
- 九年)「三万衛についての考」六八四頁。 池内宏『満鮮史研究 中世第一』(吉川弘文館、 一九七

古籍出版社、一九九七年)参照。

- 41 42 『太祖実録』洪武二十一年三月辛丑の条 『太宗実録』永楽元年十二月辛巳の条
- りである。 た「『明史』巻八九、兵志、 安楽二州の一考察―」三頁。ただしその数字の根拠とされ 九年) 「第一篇第一章 明初における女直の遼東移住 江嶋寿雄『明代清初の女直史研究』(中国書店、一九九 衛所」は『明史』巻九〇の誤 自在
- 七年置治開原城内、 『遼東志』巻一、地理志、沿革、遼陽に、「自在州、 後開原城内から遼陽城内に移設されている。 所領新附夷人、後徙治于遼陽城。」と
- 内黄査有」下には「永楽十一年告願自在州・三万衛帯俸 ③ 歹羊苔 (一四四頁) は傅継武の条にみえるが、その 「追録開原松山堡斬獲達虜功陞賞有功、

及陣亡官軍王綱等

45

- 決しがたいので、ここでは「内黄査有」下の記述に従い、 であったのか、「安楽州住坐・遼海衛帯棒」であったのか ている。とすれば、歹羊荅は安楽州住坐・遼海衛帯俸で に作っている。ところが、五輩傅錦の項では「(永楽) 十 「自在州住坐・三万衛帯俸」としておくこととする。 年告願自在州住坐・遼海衛帯棒、本年帰併安楽州」とし
- 感謝の意を表する。 氏(弘前大学人文社会科学部教授)の尽力を得た。記して 奇文瑛氏の論考中、C論文の入手に際しては、荷見守義

46

47 る 空背陰寨佛僧洞等処当先被傷及殺賊功越陞者俱襲。」とあ 「軍功襲替令」が決定したことが記された文言中に、「正統 は『世宗実録』嘉靖十年十一月癸酉の条に、詔が下されて 郊山、俗呼了角山。」とある。八里庄と亀児山とについて 陽州志』巻七、山川志に、「瞭高山、城西南六十里、 六十名并牛馬弓箭等物。」とある。瞭高山については『遼 臣同太監楊宣督領官軍、追至鵓鴿觜、殺敗賊衆、 安霸州紫荊関西直門德勝門彰義門・遼東八里荘亀児山 宣府東南二小門洋河橋居庸関・山西偏頭関代州・北直隸文 十四年至景泰元二三年、大同東嶽庙雷公山黒峪口石仏寺・ 鵓鴿嘴については『英宗実録』正統十四年二月丁卯 「遼東総兵官右都督曹義等奏、開原鎮北山墩瞭見達賊 松山堡は同じく『世宗実録』嘉靖二年三月癸亥の条に

原・遼河。阿台居古勒寨、其党毛憐衞頭人阿海居莽子寨、河、既又自長勇堡入薄渾河東岸、又糾土蛮謀分掠広寧・開正月、阿台復盜辺、自静遠堡九台入、既又自榆林堡入至渾古勒寨は『清史稿』巻二二二、王杲伝に「(万暦) 四年春鎮武堡地方に著録されている「腰站台」と同一であろう。五百四十八人。」とある。腰站は『全遼志』巻二、辺防志、五百四十八人。」とある。腰站は『全遼志』巻二、辺防志、

両寨相与為犄角。」とある。

- 何の辜あらん、と」。
 「何の辜あらん、と」。
 「何の辜あらん、と」。
 「何の辜あらん、と」。
 「中る者有り福等及び戦敗績の事を具言すること多し。上歎なる者有り福等及び戦敗績の事を具言すること多し。上歎
- て論するに親征の策を以てす」。3) 同右書、永楽七年冬十月己亥朔の条、「上、諸将を召し
- (51) 和田清『東亜史研究 蒙古篇』(東洋文庫、一九五九年)

- 9)『太宗実録』永楽八年六月甲辰の条。前掲和田清「一、明初の蒙古経略」五三頁、および註80参照。
- 軍印、 武進侯、 天翊衞宣力武臣特進栄禄大夫柱国武進伯、食禄一千二百 至靖虜鎮、 都督僉事。永楽四年征交阯、陞右都督。八年従車駕征北虜、 大寧前衞副千戶。太宗皇帝靖靖難、以功累陞至左軍都督府 洪武中選充軍衛驃騎舍人、陞総旗従征雲南有功陞百戸、進 録された武進伯朱栄の薨卒伝に、「栄、山東兗州府沂州人。 ある。それは、『仁宗実録』洪熙元年七月も丁酉の条に収 とされている。なお静虜鎮は靖虜鎮とも別称されたようで 置について「恐らく興安嶺の頂界と思はれる」(六〇頁) 史研究 蒙古篇』「一、明初の蒙古経略」では静虜鎮の位 子孫世襲。二十二年従征至龍虎岡還、奉命佩征虜前将 鎮守遼東。至是卒。計聞、遣官賜祭賻贈有加、 諡忠靖。子冕襲伯爵。」とあり、 進左都督。後屡従征迤北、 **勦戮胡寇、以功封奉** 靖虜鎮に作って

いる。